

平成21年度 国立特別支援教育総合研究所セミナーⅠ 要項

テーマ

「特別支援教育の充実に向けた教育課程編成の工夫」  
—学習指導要領改訂にあわせて—

期 日 平成22年1月25日（月）～1月26日（火）

会 場 国立オリンピック記念青少年総合センター

National Institute of Special Needs Education

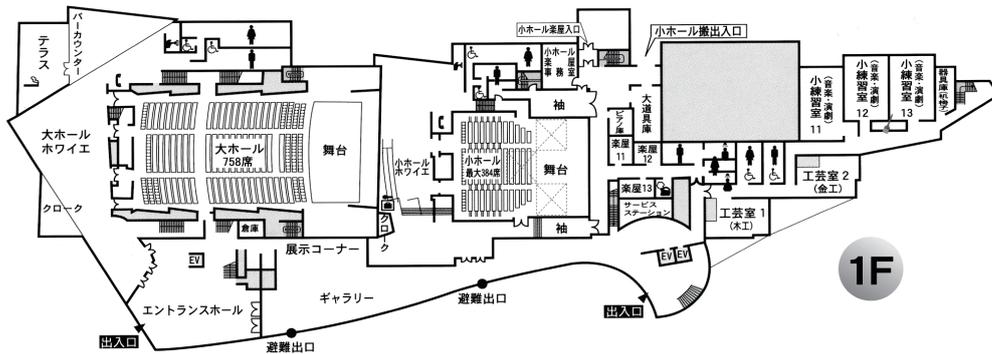
独立行政法人

主 催 国立特別支援教育総合研究所

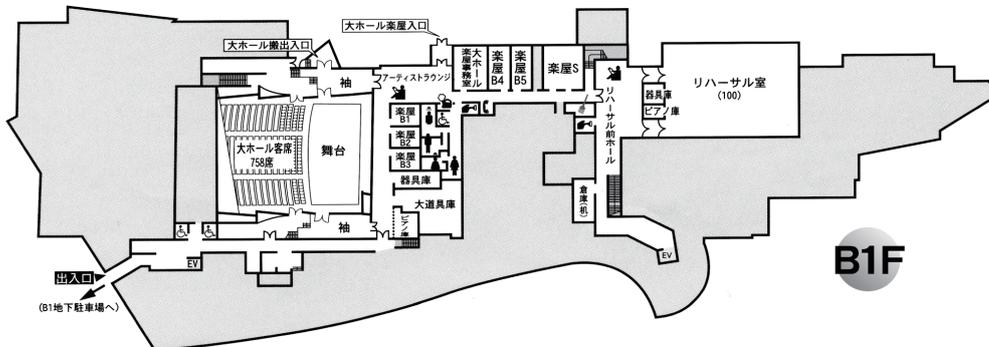
# 日程及び会場

25日(月)	13:00 - 13:15	開会式	カルチャー棟大ホール
	13:15 - 13:45	行政説明	〃
	13:45 - 15:00	基調講演	〃
	15:15 - 17:00	シンポジウム	〃
26日(火)	10:00 - 12:00	講演及び対談	カルチャー棟大ホール
	12:00 - 13:00	ポスター展示	カルチャー棟展示コーナー
	13:00 - 16:00	分科会(第1分科会)	カルチャー棟大ホール
		分科会(第2分科会)	カルチャー棟小ホール
分科会(第3分科会)		センター棟417室	

## カルチャー棟平面図



1F



B1F

# はじめに

国立特別支援教育総合研究所では、障害のある子どもの教育の一層の発展・充実を目指して、年2回のセミナーを開催しております。セミナーⅠでは、特別支援教育事情や最新研究の紹介、あるいは特別支援教育の今日的課題や今後進むべき方向を探り、セミナーⅡでは、本研究所が実施している研究等諸活動の内容とその成果を普及していきます。

さて、本セミナーⅠでは、学習指導要領の改訂に合わせたテーマを平成20年度より3年間で計画しており、今年度はその二年目となります。

ご存じの通り、平成21年3月に高等学校と特別支援学校の学習指導要領が告示され、これにより新しい学習指導要領が各校種出そろいました。そこで、本年度は、学習指導要領の趣旨を具現化するための「教育課程編成の工夫」について考えていきます。

今回の幼・小・中・高等学校学習指導要領等改訂では、障害のある幼児児童生徒について、特別支援学校等の助言・援助を活用し、指導についての計画の作成等により障害の状態等に応じた指導内容の一層の工夫を図るべき旨が規定されたことはきわめて重要です。

また、特別支援学校の学習指導要領改訂においては、小・中学校などとの連携を強く意識したものとなっており、センター的機能の発揮や交流及び共同学習の充実、通常の学級に在籍しているLDやADHDなど発達障害のある児童生徒への対応を視野に入れた内容となっています。また、個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成が義務化され、障害のある子どもの教育的ニーズの把握や関係機関との連携、さらには自立と社会参加を推進するため、職業教育等の充実も重要なポイントとなっています。

このような各校種の学習指導要領等に規定された内容をどのように自校の教育課程に組み入れていくのか、学校の置かれている地域の実態、子どもの学習や発達上の課題、保護者の願いや意向などを踏まえて、創意工夫していくことが一層求められます。本セミナーⅠで取り上げたテーマは、まさにこの部分に迫るものです。本セミナーの内容が特別支援教育のさらなる推進につながっていくことを願っています。

平成22年1月

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

理事長 小田 豊

# 目 次

## はじめに

趣旨及び日程等	-----	1
---------	-------	---

## 行政説明

特別支援教育行政の現状と課題

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 課長 斎藤 尚樹	-----	5
------------------------------	-------	---

## 基調講演

学校段階の連続した学びを求めて — 教育課程編成の工夫 —

国立教育政策研究所初等中等教育研究部 部長 工藤 文三	-----	6
-----------------------------	-------	---

## シンポジウム

特別支援教育の推進 — 各学校種等における現状と課題から —	-----	9
--------------------------------	-------	---

小学校における特別支援教育推進の現状と課題について

全国連合小学校長会特別支援教育委員会 委員長

八王子市立愛宕小学校 校長 田中 誠	-----	10
--------------------	-------	----

特別支援教育の推進 — 特別支援学級における現状と課題 —

全国特別支援学級設置学校長協会 会長

練馬区立大泉中学校 校長 瀧島 順一	-----	12
--------------------	-------	----

特別支援学校学習指導要領の改訂と特別支援学校の取組と課題

全国特別支援学校長会 会長

東京都立青鳥特別支援学校 校長 岩井 雄一	-----	14
-----------------------	-------	----

## 講演及び対談

特別支援教育をいかに教育課程に位置付けるか	-----	17
-----------------------	-------	----

特別支援教育をいかに教育課程に位置付けるか

文部科学省初等中等教育局 視学官 宍戸 和成	-----	18
------------------------	-------	----

## 分科会

### 第1分科会

自閉症教育における特別支援学級の教育課程編成の工夫	-----	21
---------------------------	-------	----

自閉症の児童が在籍する特別支援学級における教育課程の工夫や課題

— 学校経営の立場から —

山梨県北杜市立日野春小学校 校長 古屋けさよ	-----	22
------------------------	-------	----

自閉症スペクトラム障害の児童の適応力を高める実践 — 教育課程の編成と指導 — 茨城県取手市立取手小学校 教諭 海老原紀奈子	----- 24
中学校特別支援学級における自閉症スペクトラムのある生徒に対する自立活動の在り方 神奈川県伊勢原市立中沢中学校 総括教諭 深澤しのぶ	----- 26
自閉症の特性からみた自立活動の指導内容及び指導の在り方 筑波大学大学院人間総合科学研究科 准教授 野呂 文行	----- 28
自閉症スペクトラム障害のある児童生徒を想定した教育課程の編成について 国立特別支援教育総合研究所 主任研究員 小澤 至賢	----- 30
指定討論資料 文部科学省初等中等教育局 特別支援教育調査官 石塚 謙二	----- 32

## 第2分科会

特別支援教育におけるキャリア教育の意義と展望 — キャリア教育の視点による教育課程及び授業の充実を目指して —	----- 35
キャリア教育の視点による教育課程の改善等に向けた取組 宮城県立気仙沼支援学校 校長 今野 和則	----- 36
キャリア教育の視点による授業の充実を目指した取組「ようこそ先輩」 京都市立下京中学校 教諭 神田 順子	----- 38
キャリア教育の視点による教育課程及び授業改善のための観点や方法の提案 — 「授業における観点位置付け・改善シート」及び「単元における観点位置付けシート」の活用 — 国立特別支援教育総合研究所 主任研究員 菊地 一文	----- 40

## 第3分科会

複数の障害種への対応を考えた教育課程の工夫 — 教育課程編成に向けて、いかに学校の組織力・専門性を高め、効果的な指導の工夫をしていくか —	-- 43
4障がいに対応した授業の工夫と専門性向上に資する授業改善の試み 岩手県立一関清明支援学校 副校長 杉本 則子	----- 44
学校の組織力・専門性を高め、効果的な指導をしていくための取組 福井県立嶺南西養護学校 教諭 藤田 初代	----- 46
知的障害者と肢体不自由者が共に学び合える教育課程の編成をめざして 鹿児島県立出水養護学校 教諭 奥村さゆり	----- 48



## 趣 旨 及 び 日 程 等

### 特別支援教育の充実に向けた教育課程編成の工夫

#### － 学習指導要領改訂にあわせて －

#### 趣 旨

平成19年度から特別支援教育体制に移行し、今回、幼・小・中・高等学校学習指導要領等改訂においても、特別支援教育の趣旨が反映されました。これらの総則には、障害のある幼児児童生徒について、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、指導についての計画は、個々の児童生徒の障害等の状態に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う旨が記載されています。

また、特別支援学校における新学習指導要領には、各教科等においても個別の指導計画の作成が義務づけられ、障害のある幼児児童生徒の教育的ニーズの把握や関係機関等との連携・協力が求められています。さらに、幼・小・中・高等学校等の要請に応じて必要な助言又は援助を行うなど学校間相互の連携を強く意識したものとなっており、地域の特別支援教育のセンター的役割も課せられています。

本セミナーでは、これら学習指導要領等の改訂の趣旨を生かして、各学校等において、いかに教育課程編成上の工夫をしていくのか考えていきたいと思えます。

国立特別支援教育総合研究所セミナーⅠ 実施ワーキンググループ長

千 田 耕 基

#### 日 程

<第1日> 平成22年1月25日(月) (カルチャー棟：大ホール)

	12:00	13:00	13:15	13:45	15:00	15:15	17:00
	受付	開 会	行政説明	講 演	休 憩	シンポジウム	

<第2日> 平成22年1月26日(火) (カルチャー棟：大ホール、小ホール センター棟：417室)

9:30	10:00	12:00	13:00	16:00
受 付	講演及び対談	休 憩 ポ ス タ ー 展	示	第1分科会 第2分科会 第3分科会

# プ ロ グ ラ ム

1月25日

< 13:15 ~ 13:45 >

## 【行政説明】

特別支援教育行政の現状と課題

講師 齋藤 尚樹 氏 (文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 課長)

< 13:45 ~ 15:00 >

## 【基調講演】

学校段階の連続した学びを求めて

—教育課程編成の工夫—

講師 工藤 文三 氏 (国立教育政策研究所初等中等教育研究部 部長)

< 15:15 ~ 17:00 >

## 【シンポジウム】

特別支援教育の推進

—各学校種等における現状と課題から—

シンポジスト

岩井 雄一 氏 (全国特別支援学校長会 会長 東京都立青島特別支援学校 校長)

瀧島 順一 氏 (全国特別支援学級設置学校長協会 会長 練馬区立大泉中学校 校長)

田中 誠 氏 (全国連合小学校長会特別支援教育委員会 委員長 八王子市立愛宕小学校 校長)

司会：西牧 謙吾 (国立特別支援教育総合研究所)

1月26日

< 10:00 ~ 12:00 >

## 【講演及び対談】

特別支援教育をいかに教育課程に位置付けるか

講師及び対談者

宍戸 和成 氏 (文部科学省初等中等教育局 視学官)

西牧 謙吾 (国立特別支援教育総合研究所 上席総括研究員)

< 13:00 ~ 16:00 >

## [分科会]

### 第1分科会

自閉症教育における特別支援学級の教育課程編成の工夫

話題提供者

古屋けさよ 氏 (山梨県北杜市立日野春小学校 校長)  
海老原紀奈子 氏 (茨城県取手市立取手小学校 教諭)  
深澤しのぶ 氏 (伊勢原市立中沢中学校 教諭)  
野呂 文行 氏 (筑波大学 准教授)  
小澤 至賢 (国立特別支援教育総合研究所 主任研究員)

指定討論者

石塚 謙二 氏 (文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 特別支援教育調査官)

司会：廣瀬 由美子 (国立特別支援教育総合研究所)

### 第2分科会

特別支援教育におけるキャリア教育の意義と展望

—キャリア教育の視点による教育課程及び授業の充実を目指して—

話題提供者

今野 和則 氏 (宮城県立気仙沼支援学校 校長)  
神田 順子 氏 (京都市立下京中学校 教諭)  
菊地 一文 (国立特別支援教育総合研究所 主任研究員)

指定討論者

渡辺三枝子 氏 (立教大学大学院 特任教授、筑波大学キャリア支援室 シニアアドバイザー)  
木村 宣孝 氏 (北海道伊達高等養護学校 校長)

司会：大崎 博史 (国立特別支援教育総合研究所)

### 第3分科会

複数の障害種への対応を考えた教育課程の工夫

—教育課程編成に向けて、いかに学校の組織力・専門性を高め、効果的な指導の工夫をしていくか—

話題提供者

杉本 則子 氏 (岩手県立一関清明支援学校 副校長)  
藤田 初代 氏 (福井県立嶺南西養護学校 教諭)  
奥村さゆり 氏 (鹿児島県立出水養護学校 教諭)

講評

朝野 浩 氏 (立命館大学 教授)

司会：長沼 俊夫・原田 公人 (国立特別支援教育総合研究所)

## [ポスター展示]

10:00 ~ 13:00

国立特別支援教育総合研究所で実施した平成20年度終了研究の成果を、ポスターで紹介します。



行政説明

特別支援教育行政の現状と課題

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 課長 齋藤尚樹

## 学校段階の連続した学びを求めて

### — 教育課程編成の工夫 —

国立教育政策研究所 初等中等教育研究部 部長 工藤文三

#### 1 児童生徒の発達成長と教育の制度

- (1) 児童生徒の発達成長の特色
  - ・ 連続性と発達の特質
  - ・ 傾向性と個人差
- (2) 学校教育制度の発達と整備
  - ・ 修業年限、設置者、学校施設
  - ・ 学校教育目標と教育課程
  - ・ 教員免許制度
  - ・ 学校段階間の接続方法

#### 2 教育課程の編成と実施

- (1) 学校教育目標の設定
  - ・ 教育の目標、学校教育の目標
- (2) 教育課程の意味
  - ・ 教育目標の実現のために児童生徒の発達や特性等に応じて、教育内容を適切な方法と組み合わせて組織配列
  - ・ 教育課程の基準に従って各学校で編成
- (3) 全体計画と指導計画
  - ・ 教育課程の要素としての全体計画と指導計画
  - ・ 教育課程を横断して目標を実現するための全体計画
  - ・ 各教科等、各学年等の各教育領域における指導の計画
- (4) 教材、指導方法、指導体制
  - ・ 目標、内容、方法、児童生徒をつなぐ教材
  - ・ 適切な指導方法と指導体制の選択
- (5) 学習の評価と指導の改善

#### 3 学校段階間の連携と接続の円滑化

- (1) 「連携」と「接続」と「一貫」
- (2) これまでの問題意識と取組
  - ・ 昭和 46 年中央教育審議会答申
  - ・ 平成 9 年中央教育審議会答申
  - ・ 平成 17 年中央教育審議会答申

- ・文部科学省研究開発学校における取組
- ・中高一貫教育制度の実施
- ・教育課程特例校制度
- ・平成20年中央教育審議会答申

- (3) 連携した教育、一貫した教育
  - ・児童生徒の発達成長に応じた教育の推進
  - ・教育の質の向上の要請
  - ・個に応じた指導の充実
  - ・学校生活への適応
  - ・適切な学校規模の維持

#### 4 円滑な接続を目指した教育課程の編成と実施

- (1) 児童生徒の特性や実態、地域の実態の把握
- (2) 教育目標、各学校の取組の相互理解
- (3) 教育課程編成の工夫
  - ・連携の視点、方針の明確化・共有化
  - ・どの教科等、学年を重点に推進するか
  - ・年間計画への位置付け
  - ・時間割の検討
- (4) 連携の内容・方法
  - ・指導計画の作成における工夫（相互関連等）
  - ・学校種等との間の授業の連携
  - ・児童生徒の学習の交流
  - ・児童生徒の生活習慣や学習習慣等における連携
  - ・一人一人に着目した指導
  - ・学年、教科等における連携
  - ・保護者、地域を交えた連携
- (5) 連携の推進体制
  - ・校長、教頭、分掌ごとの体制
  - ・計画の作成と実施

#### 5 取組の評価と改善

- (1) 実行評価と成果評価
- (2) 評価資料の収集と整理
- (3) 学校生活への適応
- (4) 学習と生活面
- (5) 改善計画の作成



## シンポジウム

### <テーマ>

#### 特別支援教育の推進

— 各学校種等における現状と課題から —

### <趣旨>

今回の改訂学習指導要領総則の中に書かれている趣旨を実現しつつ、基調講演のテーマである「学校段階の連続した学びを求めて」をうけて、セミナーⅠの全体テーマである「特別支援教育の充実に向けた教育課程編成の工夫」について、教育現場の取り組みの現状と課題を取り上げる。

具体的には、小中学校における通常の学級、特別支援学級、特別支援学校における特別支援教育の進め方を、各学校種を代表するシンポジストよりお話しいただく。

特別支援教育における教育課程の編成についての現状を整理し、課題を抽出することで、包括的な議論と提言を行う。

# 小学校における特別支援教育推進の現状と課題について

全国連合小学校長会特別支援教育委員会 委員長 田中 誠  
(八王子市立愛宕小学校長)

## 1 通常の学級に在籍している発達障害のある児童への教育的支援の現状について ～平成21年度全国連合小学校長会の調査結果より～

- ① 学校の状況
- ② 発達障害のある児童に対する指導で、困っていること
- ③ 通常の学級に在籍する発達障害のある児童への教育的支援
- ④ 通常の学級に在籍する発達障害のある児童への教育を推進する上での困難点 など

## 2 これからの教育に求められること

- ① 「生きる力」の一層の強調とその理念の共有  
・「知識基盤社会」の時代を担う子どもたちにとって「生きる力」が重要な能力
- ② 「生きる力」とは  
・知識・技能を活用して課題を解決するための思考力、判断力、表現力など  
(基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力。自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力 など)

## 3 学習指導要領改訂による特別支援教育推進の受け止め

- ① 特別支援教育の考え方（一人一人の教育的ニーズに応じた教育）を取り入れると教育の質すべてが向上する
- ② 学校・家庭・地域の理解と協働の推進

## 4 通常の学校での特別支援教育推進の課題

- ① 職員、保護者、地域の方々への特別支援教育についての理解啓発の推進
- ② 保・幼・小・中学校との連携
- ③ 校内委員会の機能の充実

## 5 学習指導要領改訂のポイントを踏まえた教育課程編成

特別支援教育については、すべての学校で、個々の児童の障害の状況に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが示された。

発達障害があり、特別な支援を必要としている児童のために行う支援のもとで行われた授業は、他の児童にとっても分かりやすい授業となる。一人のための指導が、全体のための指導となるよう、特別支援教育の視点で授業改善を行うことが重要である。

- ① 基礎的・基本的な知識技能の確実な習得  
低・中学年では体験的な理解や具体物を活用した思考や理解、反復学習などの繰り返し

返し学習を重視。中・高学年では体験と理論の往復による概念や方法の獲得や討論・観察・実験による思考や理解を重視。

② 思考力・判断力・表現力その他の能力の育成

各教科で習得した知識・技能を活用する学習活動を各教科等の学習において積極的に取り入れる。特に、これらの能力の基盤となる言語能力は、国語の学習で身に付けた力を他の教科等においても活用し、記録、要約、説明、論述などといった学習活動を積極的に取り入れる。

③ 主体的に学習に取り組む態度の育成（学習意欲の喚起）

低・中学年において学習習慣を確立させると共に、つまずきやすい内容をはじめとした基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着、分かる喜びを実感させる授業の工夫を行う。また、体験的な学習やキャリア教育などを通して、児童が自らの将来について夢や憧れをもったり、学ぶ意義を認識したりできるように指導の創意工夫を行う。

④ 道徳教育の充実

人間としてしてはならないことをしない、集団や社会の決まりを守る等

⑤ 特別活動の充実

よりよい人間関係を築く力、集団の一員としてよりよい生活づくりに参画する態度の育成を特に重視→体験活動や話し合い活動、異年齢集団による活動を充実

“特色ある教育活動”として以下の内容を位置づける

- ・障害のある幼児・児童・生徒との交流及び共同学習
- ・保護者・地域・学生・専門家等の外部の教育力を活用
- ・自尊感情を高め合う集団づくり

## 6 組織的な特別支援教育の推進

① 職員全体で特別支援教育に対する意識を共有する

- ・専門性は必要、しかし、その本質は通常の学級の授業や学級経営と同じ

② 児童の特性の理解

- ・人間の発達は一人一人異なる

③ 支援体制づくり

○校内委員会の実施

- ・個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成・実施・評価（できるところから）
  - \* 専門機関、関係機関、特別支援学校、スクールカウンセラー等との連携
- ・担任への人的支援
  - \* 保護者ボランティア、地域の人材、校内支援体制の確立（空き時間の教員の把握）
- ・担任への教育内容等への支援
  - \* 児童理解の視点の共有、教室環境の整備、授業展開の工夫など
- ・児童の心の拠り所となる人と場所の確保（カウンセリングルーム、保健室など）
- ・保護者・地域との連携
  - \* 保護者・地域へ積極的に啓発し、正しい理解を（ポイントは、肯定的に伝えること）
  - ホームページや学校だよりなど

# 特別支援教育の推進

## — 特別支援学級における現状と課題 —

全国特別支援学級設置学校長協会 会長 瀧島順一  
(練馬区立大泉中学校長)

### 1 特別支援学級に求められる教育

変化の激しい現代社会の中でいかに生きるか。小・中学校（通常の学級、特別支援学級）に求められる教育は何か。それは「生きる力」の育成である。

(1) 特別支援学級に在籍する児童生徒に必要な「生きる力」とは何か。

例えば、自己表現能力・他の人々とのコミュニケーション能力。

(2) 特別支援学級に在籍する児童生徒に必要な「人間としての在り方・生き方」とは何か。

例えば、自己の存在感と集団や社会の一員としての自覚。

(3) 特別支援学級における教育課程をいかに編成するか。

- ・児童生徒の実態把握と個別の指導計画
- ・教育計画と個別の指導計画との関連

### 2 特別支援学級の教員に求められる専門性

〈特別支援教育の在り方の基本的考え方〉

「障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものである。」

(1) 教員の専門性

#### ① 学級経営能力

- ・障害の理解と指導計画 : 特別支援学級の担任として、障害の理解を深め、個に応じた指導をいかに展開するか。
- ・個別の指導計画の作成能力 : 個に応じた指導を展開するためには、その計画が必要となる。計画の立案のためには障害の理解と個の実態の把握、保護者等との連携が不可欠である。

#### ② 教師の人間性

- ・児童生徒、保護者との関係性

#### ③ 教科指導等の指導力

- ・基礎基本となる学習指導と自立活動及びその他の活動における指導技術
- ・効果的な交流及び共同学習

#### ④ 指導に関わる方向と創造性

- ・個別の教育支援計画の作成等、関係機関との連携能力

### 3 特別支援学級の教育課程の編成（自立と基礎的能力・態度を育てる教育課程）

#### (1) 教育課程編成の基本

- ① 生徒の実態（障害の違い）把握
- ② 実態から見える対応と対策と向上的方向性（個別の指導計画作成の資料）

#### (2) 教科の指導計画と指導内容

- ① 「個別の指導計画」から読み取れる、指導計画と指導内容の作成
- ② 個別(個人)指導と一斉(集団)指導
- ③ 交流及び共同学習の効果的な計画

#### (3) 教科用特定図書の選定と副教材

- ① 選定に当たっての基準（附則9条）
- ② 基礎・基本の位置づけ

#### (4) 指導計画と他領域との関連性

- ① 交流及び共同学習  
・児童生徒の「生きる力」の育成（相互理解の機会）を図る
- ② 道徳、特別活動、総合的な学習の時間と自立活動の関連

#### (5) コミュニケーション能力と自己開発

- ① 他者とのかかわり・他者の意図や感情の理解・自己の理解と行動の調節
- ② 職場（就労）体験と地域参加
- ③ 表現活動と伝達能力

### 4 「特別支援教育の充実に向けた教育課程の編成」に関わる小・中学校の新学習指導要領と特別支援学校の学習指導要領の関連

(1) 基礎的・基本的な知識及び技能を習得させ、これらを用いて課題解決に必要な思考力・判断力・表現力その他の能力をはぐくむ。

(2) 道徳の時間を要とした道徳教育の充実

### 5 特別支援学校のセンター的機能の活用と連携

(1) 特別支援学校及び特別支援教育コーディネーターとの連携

(2) 小・中学校の特別支援教育コーディネーター並びに教員の専門性を高めるための連携

### 6 通級指導教室の実現に向けて

# 特別支援学校学習指導要領の改訂と特別支援学校の取組と課題

全国特別支援学校長会 会長 岩井雄一  
(東京都立青島特別支援学校長)

## 1 学校教育法の一部改正による特別支援学校及び特別支援教育制度（平成18年6月）

- 盲・聾・養護学校を特別支援学校とする（第1条）
- 特別支援学校は、小学校、中学校等の要請に応じて、教育上特別な支援を必要とする児童生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行なうよう努めるものとする（第74条）
- 小学校、中学校等においては、教育上特別な支援を必要とする児童生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行なうものとする（第81条）

## 2 特別支援学校学習指導要領の改訂の主なポイント

- 特別支援学校の教育課程の具体的改善
  - (1) 自立活動について
    - ・ 現行では、自立活動の内容は、5区分(健康の保持、心理的安定、環境の把握、身体の動き、コミュニケーション)の下に22項目が示されている。
    - ・ 現行の5区分に加え、新たな区分として「人間関係の形成」を設け、それぞれの区分と項目の関連の整理をする。  
→発達障害等に応じた適切な指導を一層充実させるため、他者との関わり、他者の意図や感情の理解、自己理解と行動の調整、集団への参加、感覚や認知の特性への対応などに関する内容を内容とした項目を盛り込む。
  - (2) 知的障害特別支援学校の各教科について
    - ・ 高等部において、生徒の実態や卒業後の就労の状況等を踏まえた職業教育を一層進める観点から、福祉に関する基礎的・基本的な内容で構成する新たな専門教科として「福祉」を新設する。
  - (3) 職業に関する教科等について
    - ・ 高等部の専門教科については、社会の変化や時代の進展、近年の障害者の就労状況を踏まえ、必要な見直しを行なう。
    - ・ 職業に関する教科については、現場実習等の体験的な学習を一層重視すること、地域や産業界との連携を図り、企業関係者などの外部の専門家を積極的に活用することを明確にする。
    - ・ 進路指導に当たっては、関係機関との連携を図りながら、生徒が自分にあった進路を主体的に選択できるよう、早い段階からの進路指導を充実する。
  - (4) 個別の教育支援計画について
    - ・ 現在、家庭、児童福祉施設、医療関係機関等との連携を密にし、指導の効果を上げるよう努めることとしており、これを更に進め、家庭や、福祉、医療、保健、労働

関係機関等との緊密な連携を図り、一人一人のニーズに応じた適切な支援を行うための個別の教育支援計画の作成やその活用を図ることを明確にする。

(5) 特別支援教育のセンター的機能について

- ・幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の要請により、障害のある子ども又はその教師に対する必要な助言、援助を行なうことを明確にする。
- ・地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること。その際、障害のある幼児等の保護者に対する早期からの相談など、関係機関等とも連携しつつ、早期支援にも努めることを明確にする。
- ・組織的に取り組むための校内体制を整備することを明確にする。

(6) 交流及び共同学習について

- ・幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等の子どもたちとの交流及び共同学習については、双方の子どもたちの教育的ニーズに対応した内容・方法を充分検討し、早期から組織的、計画的、継続的に実施するよう努める。

(7) 教師の専門性の向上や教育条件の整備等について

- ・特別支援学校の教師の専門性の向上を図るため、特別支援学校教諭免許状の取得の促進、国や都道府県等における研修や校内研修の充実などの施策を一層推進する。
- ・特別支援学校が地域の特別支援教育のセンターとしての役割を果たしていくためには、必要な教職員定数の改善を進める必要がある。

### 3 小・中学校等の学習指導要領における特別支援教育について

○ 障害のある生徒などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。特に、特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。〈中学校学習指導要領 第1章総則 第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項〉

○ 中学校には、特別支援学級や通級による指導を受ける障害のある生徒とともに、通常の学級にもLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、自閉症などの障害のある生徒が在籍していることがあり、これらの生徒については、障害の状態等に即した適切な指導を行わなければならない。〈同 第3章 第5節8 障害のある生徒の指導〉



<テーマ>

特別支援教育をいかに教育課程に位置付けるか

<趣旨>

今回の幼稚園教育要領、小学校、中学校、高等学校学習指導要領改訂は、教育基本法改正後の大きな教育改革の一環で行われている。特別支援教育への方向転換は、それらの改革以前から進められてはきたが、その新たな大きな流れに沿うものでなければならない。

今回の学習指導要領改正の趣旨を、各学校の教育課程にいかに位置づけるかで、学校経営の質が決まる。そこで、文部科学省初等中等教育局視学官の宍戸氏に、特殊教育から特別支援教育への転換の歴史的流れを押さえつつ、特別支援教育をいかに教育課程に位置づけるかについてご講演いただく。

その後、前日の基調講演やシンポジウムでの議論、午後からの分科会のテーマをも絡めながら、宍戸氏と本研究所の西牧が、特別支援教育の今後の展望について対談を行う。

# 特別支援教育をいかに教育課程に位置付けるか

文部科学省初等中等教育局 視学官 宍戸和成

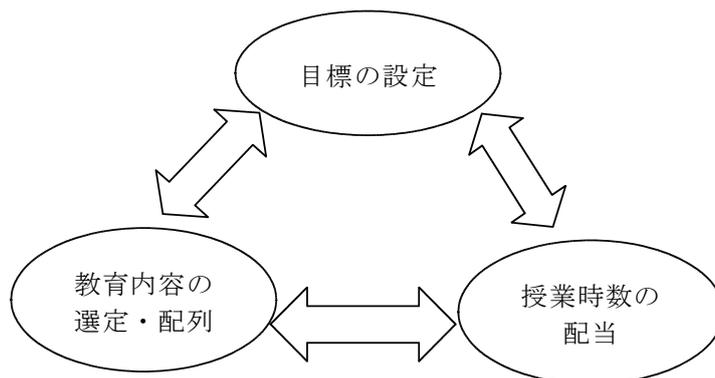
## 1 「特別支援教育」に対する共通理解を

- 「対象」の拡大 → これまでの障害に加え、LDやADHD等の子どもも
- 特別支援学校などに限らず、小・中学校等の「通常の学級」も視野に
- 「システム」で対応 → 協力体制づくり
- 学校の「マネジメント」が大切に
- 「教育」であること → 個々の子どものもっている可能性を最大限に伸ばすこと

## 2 「教育課程」に対する共通理解を

- 「教育課程は、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動について、それらの目標やねらいを実現するように、教育の内容を学年段階に応じ授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画」

(特別支援学校学習指導要領解説 総則等編 (幼稚部・小学部・中学部) P.177 参照)



- 教育課程を具体化したものが、「指導計画」

## 3 例えば、「小・中学校における特別支援教育」とは

- 「特別支援学級」における教育 → 教育課程の編成（「特別の教育課程」も）  
(小学校学習指導要領、中学校学習指導要領に基づくこと → 特別支援学校小・中学部の学習指導要領を参考とすること)
- 「通級による指導」を通して行われる教育 → 教育課程の編成（「特別の教育課程」も）  
(小学校学習指導要領、中学校学習指導要領に基づくこと → 特別支援学校小・中学部の学習指導要領を参考とすること)
- 「通常の学級」における教育 → 教育課程の編成  
(小学校学習指導要領、中学校学習指導要領に基づくこと)
  - ・ 個に応じた指導の充実 → 個別指導、繰り返し指導、補充的な学習等の例示
  - ・ 障害のある児童生徒の指導の工夫 → 総則編の「解説」の詳しい説明を参照

## 4 分科会との関連から

### (1) 自閉症教育における特別支援学級の教育課程編成

- ・ 準ずる教科（例えば、小学校の算数）の目標・内容の弾力的な取扱い
- ・ 知的障害の子どもに対応した教科の活用
- ・ 自立活動の指導 → 自立活動編の「解説」の活用を
- ・ 評価の工夫

### (2) キャリア教育の視点を生かした教育課程編成

- ・ 進路指導や職業教育と、「キャリア教育」 → ニートやフリーターの存在  
「生き方・在り方」に関する指導や「自分探し」の発展
- ・ 体験学習や「就業体験」の充実
- ・ 「知・徳・体」や「普通教育と専門教育（職業教育）」などのバランスの取れた教育課程編成を
- ・ 知的障害の子どもに対応した教科の活用 → 「概括的」な示し方

### (3) 複数の障害種への対応

- ・ 一つの特別支援学校に複数の障害種の部門が設置されている場合を想定  
※ 「重複障害」との用語の整理
- ・ 複数の障害種の部門に、それぞれ重複障害の子どもが在籍している場合の教育課程編成をどうするか？
- ・ 教職員の「協力・協働」をいかに進めるか！  
→ 「きめ細かな指導」とは具体的にどのようなものか？
- ・ 「教育」として、いかに子どもの可能性を伸ばすか！  
→ 「見通し」と「計画性」、適切な「評価」と「改善」

## 5 特別支援教育の「内容」の充実

- 教育課程の「編成」と具体的な「授業」との結び付き
- 新しく用いられた言葉、これまで使われてきた言葉、それぞれの「具体的なイメージ」を確認し合うこと → 「共通理解」に努めること
- 「枠組み」から「内容」へ、「抽象」から「具体」へ、「理念」から「実践」へ
- 教育課程の「編成、実施、評価、改善」のプロセス重視
- 「授業の充実」が課題



## 第1分科会

### <テーマ>

自閉症教育における特別支援学級の教育課程編成の工夫

### <趣旨>

自閉症スペクトラム障害のある児童生徒の教育については、「21世紀の特殊教育の在り方について（最終報告）」（平成13年1月）では、自閉症は知的障害や情緒障害とは異なる障害であると述べられており、その障害特性に応じた研究の重要性が指摘されている。

また、文部科学省は、平成21年2月3日付けの通知文によって、従前の情緒障害特別支援学級の名称を自閉症・情緒障害特別支援学級へと改めている。この背景には、小学校の自閉症・情緒障害特別支援学級には、約75%の自閉症スペクトラム障害のある児童が、同じく中学校では60%の自閉症スペクトラム障害のある生徒が在籍していることが明らかになったこともある。

一方、知的障害特別支援学級においても、約30%の自閉症スペクトラム障害のある児童生徒が在籍している現状から、特別支援学級における自閉症教育の位置付けの明確化や、より一層の指導の充実が喫緊の課題でもある。

そこで、第1分科会では、本研究所における「自閉症スペクトラム障害のある児童生徒に対する効果的な指導内容・指導方法に関する実際的な研究—小・中学校における特別支援学級を中心に—」の研究から、特別支援学級における自閉症の特性に対応するための教育課程編成案（仮説）を提案する。さらに、話題提供者や指定討論者などの実践報告や提言などを踏まえて、自閉症の特性に対応した教育課程編成の在り方を中心に、自立活動の取り扱い方や具体的な指導内容の設定などについて協議をする。

# 自閉症の児童が在籍する特別支援学級における教育課程の工夫や課題

## ― 学校経営の立場から ―

山梨県北杜市立日野春小学校 校長 古屋けさよ

### 1 はじめに

特別支援教育は、一人一人の子どもたちの特別な教育的ニーズに応じて適切な指導・支援を行い、自立や集団・社会参加に向けて、もてる力を最大限に伸ばし、心豊かに生きる人間性を育てることをねらいとしている。特別な手だては必要であるが、基本的なねらいは通常の教育と変わるものではない。「特別支援教育を全校体制で」の取り組みは、特別支援学級設置の有無に関わらず全ての学校を対象として本格実施されてからすでに3年が経過しようとしている。この全校体制づくりを進めていく中で、特別支援学級の果たす役割も再認識されてきている。学級の存在意義はもとより、教育課程の編成と実施においても、一部の子どもたちのためだけではない全校的視点からの検討が必要であると考え。

### 2 教育課程編成の前提

- ① 学校経営の基本方針への位置づけと特別支援教育のグランドデザインの作成
  - 全教職員の共通理解を基盤に…共通理解は連携の前提
    - ・研修の設定
    - ・共通理解はあらゆる機会（会議の持ち方の工夫）
    - ・保護者・子どもへの理解啓発（校長の示す姿勢は大きい 通訳の役割）
- ② 時間割作成上の配慮
  - 特別支援学級が複数学年構成の場合は特別支援学級の時間割を優先して作成
    - ・特別支援学級 ↔ 交流する通常の学級
    - ・共同及び交流学習への配慮
    - ・特別支援学級としての集団学習を可能に
  - 日常生活の指導を帯状の時間帯で指導（知的発達面への配慮が必要な場合）
    - ・習慣化、分かり安さの利点
    - ・こだわりが強い場合は個別的対応が可能

### 3 自閉症の特性を踏まえた教育課程の編成

- ① 自立活動をどう展開するか
    - 自立活動を中心に個別に行う…特にこだわりの強いことに対して
    - 教科等の内容に含めて指導する…知的発達の状況による、複数の内容との関連
    - 特に重要となる内容は
      - ・健康の保持 → 偏食、適切な衣服の調整、余暇時間の使い方（過食防止）等
      - ・心理的な安定 → 集団構成を工夫、環境理解を図る手だて、コミュニケーション力との関係、クールダウンの方法等
      - ・人間関係の形成 → SST、自己肯定感の形成、体の動きを通して学ぶ
      - ・環境の把握 → 感覚過敏に配慮、視覚的な提示、集合で概念形成、時間・声の大きさなど見えない概念はアナログ的に提示、ボディーイメージの確立、活動場所の環境設定、刺激の制限等
- （注意散漫な子どもや学習の遅れがちな子どもにとっても有効な手段）

- ・身体の動き → 過活動は一定の持続する動きにつなげる、止める、続ける
  - ・コミュニケーション → シンボル・写真・機器の活用、役割活動、言語と非言語
- ② 障害の特性に応じた教材や指導上の工夫は交流学級でも配慮
- 手順やスケジュールを視覚的に見通しを持ち易く…写真・絵の活用 変更配慮
  - 概念形成は多様な体験の積み重ね…こだわりへの対応
  - 自己選択と自己決定の場を…キャリア教育の観点（時間をかけた生き方指導）
- ③ 集団構成の工夫
- 特別支援学級での学習
    - ・個々の障害等の状況に応じた個別の学習時間の保障
    - ・集団構成の工夫…多様なグループで学習、待つことや集団生活のルールを学ぶ、学級としての集団学習、複式編成では共通の題材を設定(週や月単位で集団活動を仕組む、今いない仲間が想像できる工夫)
    - ・行事の事前・事後学習…初めてのことへの抵抗感に配慮、経験を確かなものに
  - 交流及び共同学習
    - ・教科等を固定的に考えない、内容に応じて弾力的に考える
    - ・集団活動の喜びが感じられるようステップに配慮を
      - 集団の大きさ 音への感性等ある程度の耐性を身に付けさせながら
      - 特別支援学級での学習と交流及び共同学習をリンクさせながら進める
    - ・学級活動と日常生活の指導の関係（食事・清掃・着替え等は障害の状況による）
    - ・通常の学級担任との意思疎通を日常的に図る
    - ・多様な集団とかかわる…交流学級集団、学年集団、縦割り集団、全校集団
      - 縦割り集団の活用…子ども同士のかかわる力の大きさ
      - 他校との合同学習…豊富な体験
      - 校内の教職員と…校内電話で連携、手紙の配達・係、パターン化、汎化
    - ・障害のある子どもの位置づけを正当なものに…年齢にふさわしい対応
      - (教員のことば遣いや行動が対応のモデルに)
    - ・障害のある子どももいない子どもも共に自分を発見する場に
- ④ 進路指導・教育相談
- それぞれのライフステージで保護者も教員も迷うことが多い
  - 個々の障害の状況を踏まえ多くの情報収集に努める等時間をかけた指導が必要
  - SSTを早い段階から学習内容に含めていくことが大切

#### 4 終わりに

現状では全ての教員が特別支援教育の基礎教育を受けてきてはいない。担任決定は校内人事であり、校長の学校経営方針と深くかかわる。専門的力量のある教員が常に配置される保障はないからこそ、小・中学校においては校内における人材の育成が重要になる。

通常の学校に設置されている特別支援学級は、障害のある子どもたちにとって、工夫次第で様々な学習集団が構成できる環境にある。「かかわり」への段階を踏んだ指導が重要な自閉症児にとってこれは大きなメリットである。通常の学級にも支援を必要とする子どもたちがいる。多くの子どもたちに多様な学習の場を用意したくても十分な人的配置がある訳ではないが、現状の人的資源を総動員して可能な限りの体制をとる意味は大きい。

# 自閉性スペクトラム障害の児童の適応力を高める実践

## — 教育課程の編成と指導 —

茨城県取手市立取手小学校 教諭 海老原紀奈子

### 1 児童の実態

本校には5学級(知的1・情緒2・言語2)の特別支援学級がある。自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍する児童は10名、他に3名の児童を教育相談として指導・支援している。13名の児童の中で自閉症スペクトラム障害に属する児童は11名である。知的発達は「標準」である児童が9名であるが、自閉症特有の行動特徴から集団における適応状況は困難を極める。よって支援状況は、一部支援から常時支援が必要である状態と多岐にわたる。

### 2 教育課程編成及び個別の指導計画

知的発達の遅れがない自閉性スペクトラム障害児童は、通常の学級で生活・学習する時間(交流及び共同学習)が多い。教育課程を編成する際には、通常の学級での適応力を高める指導・支援が主となる。

以下に1年生(2名)の実践を基にしながら述べる。

#### 1) 対象とする児童

- ・ A児 : 知的発達標準。終始落ち着かず多動。乱暴なことばを発しコミュニケーションがとれない。
- ・ B児 : 知的発達境界。順番や勝敗にこだわり、自分の意が通らないと泣き叫んだり飛び出したりする。

#### 2) 教育課程の編成を行う上での情報収集及び実態把握

幼稚園や発達センター等就学前機関からの情報を収集(新1年生)したり、体験入学を実施したりし、移行計画を作成する。さらに入学後には、行動観察(学習・生活面から学校生活に適應できるための項目10項目)から課題を明確にし、保護者のニーズ(学習・生活・行動・指導時間・指導形態)をふまえた上で、教育課程を編成する。

#### 3) 課題の決定

上記の行動観察からA児・B児両者に共通する課題として、①学習ルールの獲得、②情緒の安定、③こだわりの軽減、④人間関係の構築、⑤セルフコントロールがあげられる。個々の課題としては、ひらがなの書字や姿勢の保持・聴覚的記憶力の向上等があげられる。

#### 4) 教育課程の編成

A児・B児両者が通常学級で適應するためには、社会性に関する内容や学習の偏りに関する内容を重視して指導しなければならないということが明らかになった。そのため、自立活動の時間を教育課程に位置づけ、十分な時間を確保する必要がある。自立活動は特別支援学級のみならず、通常学級でも教科学習の理解促進を図り、安心して授業に参加し、集団への適應力を高めるためには必要不可欠である。特別支援学級担任がTTとして支援に入り、自立活動の内容である、2心理的な安定・3人間関係の形成・4環境の把握・5身体の動き・6コミュニケーションの育成、を計画的に実践する。

以上の情報を基に特別支援学級での優先的な指導内容や指導形態を決定し、在籍児童各々の交流及び共同学習時間の支援時間を決定する。表1に今年度の教育課程を示す。

表1 平成21年度 教育課程

対象	国語	算数	生活	音楽	体育	図工	道徳	学活	自活	場所
A児	6	3	3	2	3	2	1	1		通常
	個1	TT(2)			TT(1)	TT(1)			3(4)	特学
B児	6	3	3	2	3	2	1	1		通常
	個1	TT(2)			TT(1)	TT(1)			3(4)	特学

TT(○)は特別支援学級担任の通常学級での支援時間

#### 5) 個別の指導計画の作成

個別の指導計画は、学年単位で作成した教育課程に基づき、個々の実態に応じ指導目標及び指導形態(個別・小集団・通常学級での支援・通常の学級での支援なし学習)を決定する。A児・B児2人の教育課程の編成は同じであるが、個別の指導計画では、A児・B児の目標や指導内容は異なる。知的発達においてほぼ標準であるため、特別支援学級での教科指導や交流及び共同学習における教科指導でも、当該学年の教科を選択している。

### 3 指導の実際

#### 1) 環境の調整

特別支援学級と通常学級では、①スケジュールの提示、②手順の提示、③教示方法や教材ルール等、④通常学級での座席は刺激が少ない場所、⑤教材等では写真カードなど視覚的な提示等、同様の環境を準備することで混乱を防いでいる。

#### 2) 特別支援学級での指導

個別や小集団では自立活動として、〈よく聞いて・話して・なかよしゲームで楽しむ〉という単元を設定し、SSTを主にした授業展開を図る。

なかよしゲームでは、トランプやすごろく、玉入れ、ボーリングのゲームを通して勝負を受け入れ、決めた手続きやルールを守り、最後まで楽しく参加できる力を育成することを目的にしている。ボーリングゲームのルール(順番・転がし方・転がす位置・得点の記入・ピンを並べる・応援・待つ場所等)は、話し合いによって決定し、ルールを番号順にカードに示した。勝っても負けても泣いたりしない等、約束できたことや頑張ったことにシールを貼り、自己評価(振り返り)をしたり、言語称賛しながら意欲向上につなげている。

### 4 今後の課題

評価についての規準は、特別支援学級での評価は、個別の指導計画に基づく到達度評価とし、交流及び共同学習における教科の評価は通常の評価に基づく絶対評価としている。通常学級における自立活動の評価については、さらに検討する必要がある。

# 中学校特別支援学級における自閉症スペクトラム障害のある生徒に対する自立活動のあり方

神奈川県伊勢原市立中沢中学校 総括教諭 深澤しのぶ

## 1 はじめに

特別支援学級には、異なる学年の、しかも多様な知的発達や生活適応状況の障害のある生徒が数多く在籍している。その中で、特別支援学級には生徒一人ひとりにあった指導を行っていくことが求められている。しかしながら、特に知的発達に遅れのない自閉症スペクトラム障害のある生徒は、一見、学校や社会生活におおよそ適応しているかのように認識できるものの、実際には多くの困難性がありそれを解決できないままでも多い。加えて、それらの困難性や特性を理解しにくいこともあり、個に応じた指導の充実を図るためには、適切なアセスメントのもと個々の状況に合わせた教育課程を編成していく必要がある。

報告者は、これまで、中学校特別支援学級において、今回の指導要領改訂において新たに改編された自立活動を念頭に教育課程を編成し、知的発達の遅れのない自閉症スペクトラム障害のある生徒に対する指導を進めてきた。本報告では、それらの取り組みの実際について紹介するとともに、中学校自閉症・情緒特別支援学級における教育課程の編成のあり方について言及する。

## 2 教育課程の編成

本校の特別支援学級の教育課程は、各学年の教育課程の年間時数・週時数を基に障害種別学級ごとに教科等の時数を設定している。

交流及び共同学習の時間については、交流級の時間割を基に特別支援学級の教育課程編成と個々の生徒の実情を考慮して決定している。その際、生徒の知的発達、既習のアカデミックスキルを根拠にしているが、知的発達の遅れのない自閉症スペクトラム障害の生徒については、対人関係、コミュニケーション等が決定要因となっている。

自立活動については、週に2時間を設定し在籍生徒全員で行っているが、知的発達に遅れのない自閉症スペクトラム障害のある生徒については教科等とあわせて、あるいは日常生活の中で行っている時間も多くある。

## 3 自立活動への取り組み

知的発達の遅れがない自閉症スペクトラム障害のある生徒に対して、これまで、中学校の特別支援学級では、自立活動について言及する事が少なかったと考える。ところが、今回の指導要領の改訂で、「人間関係」の領域が追加されたことにより、自閉症スペクトラム障害のある生徒の指導により明確に位置づけることができるようになった。

### ① 小集団での取り組み

本校では、週に2時間、在籍生徒全員の参加のもとで自立活動の時間を設定し、生徒に共通する課題に焦点をあて授業を行っている。主に「コミュニケーション」に関する指導を1時間、「人間関係」に関する指導を1時間行っている。

具体的には、「コミュニケーション」では、スピーチ課題を通じて言語形成、受容と表出の指導を、「人間関係」では、作業課題を取り入れながら、他者とのかかわりを中

心に指導をしている。どちらの時間も、同じ場・教材で授業を行っているが個々の生徒のめあては異なっており、それぞれ段階的な指導を行っている。

## ② 交流及び共同学習での取り組み

これまで中学校における交流及び共同学習の指導については、教科の既習状況だけで決定することが多くあった。しかしながら、知的発達遅れのない自閉症スペクトラム障害のある生徒の多くは、アカデミックスキルと社会的スキルにアンバランスさを持っており、教科の既習状況だけで参加を考慮していくことは難しい。また、指導のねらいについても教科学習の履修や通常学級の生徒とのコミュニケーションの場としてだけでなく、個々の生徒に応じた適切な指導目標を具体的に設定していく必要がある。そのため、教科や学習内容によって、個々の生徒の目的・参加形態等を明確にし、交流級担任、教科担任と協同して進めていく必要がある。

本校でも、全ての生徒が音楽、保健体育、総合的な学習の時間、学級活動、行事に参加しているが、その目的は様々であり、知的発達遅れのない自閉症スペクトラム障害のある生徒でも、その目的が教科課題の履修であったり、他者との係わり方の習得であったりと多様な設定になっている。今後、交流及び共同学習での取り組みについては、さらに一人ひとりに応じた目標・参加形態等を検討し、チームで取り組んでいく必要があると考えている。

## ③ 日常生活での取り組み

特別支援学級に在籍する生徒の実態は様々であり、学校や社会生活への豊かな参加を目指すとき、一人ひとりに必要な課題を個別に指導することでより充実した指導が可能になると考える。しかしながら、現状では、生徒と教師がマンツーマンで個別に授業を行うことは、よほど条件が整わない限り難しい。

そこで、休み時間のやりとりや宿題としての日記を利用して個別の指導を行っている。心理的な安定に関すること、人間関係の形成に関する指導が中心ではあるが、言語表出・形成に関するコミュニケーションについても配慮して進めている。

実際の指導の展開は一人ひとりによって異なっているものの、個々に明確な指導目標を設定して取り組むことで他者感情の理解、自己行動の調整、言語表出の変容がみられてきている。

## 4 おわりに

知的発達遅れのない自閉症スペクトラム障害のある生徒は、その困難性や特性が理解されにくく、誤解を受けたり適切な指導・支援がなされにくかったりすることも少なくない。中学校のライフステージにおいて、それらの生徒に対して、より真摯な姿勢で指導に取り組んでいかなければならない。

そのためには、生徒の実態を明確に査定した上で教科等の指導、自立活動を適切に実施していく必要がある。また、これらの指導は段階的に行われ継続したものでなければならない事はいうまでもない。

中学校の3年間は、生徒は心身共にめざましい発達をする時期であり、その3年間の教育的支援が、その後の進路選択や社会参加に大きな影響を与えることは間違いない。生徒が自らの進路を適切に選択し、望ましい社会参加ができるためにも、自立活動の指導は不可欠なものであると考える。

# 自閉症の特性からみた自立活動の指導内容及び指導の在り方

筑波大学大学院人間総合科学研究科 准教授 野呂文行

## 1 特別支援学級における指導の特徴

### 1) 対象となる児童生徒の多様性

特別支援学級では、多様な児童生徒の指導を行う必要がある。具体的には、①知的発達水準の多様性、②自閉症の障害特性の多様性、③学年（生活年齢）の多様性である。

多様な児童生徒が在籍する学級において、個々の児童生徒のニーズに応じた指導計画を立案し、それを実行に移す必要が存在する。

### 2) 指導形態の多様性

特別支援学級では、対象となる児童生徒の多様性に加えて、指導形態（指導の場）の多様性もその特徴である。①特別支援学級での小集団による指導、②特別支援学級での個別指導、③交流及び共同学習での指導、など児童生徒のニーズと、学校全体の教育課程との関係の中で、最も良い指導形態を選択することが求められる。

## 2 自閉症の特性からみた自立活動の指導内容

自閉症の障害特性は、学校生活の中では、以下のような具体的な課題としてあらわれてくる。

- ・こだわり（食事・スケジュール・場所）
- ・不器用さ（スムーズな書字の困難さ・体育など）
- ・コミュニケーション・スキル
- ・社会的スキル
- ・情緒の安定
- ・行動問題への対応
- ・他者感情理解
- ・自己の障害の理解
- ・言葉の概念的理解の困難

## 3 自閉症の児童生徒を対象とした場合の自立活動の指導の在り方（通常の学級での交流及び共同学習に焦点を当てて）

### 1) 自閉症の児童生徒を特別支援学級で指導する場合の課題

#### ① 通常の学級での自立活動の必要性

特別支援学級の指導対象となる自閉症の中には、知的障害の伴わない児童生徒や、知的障害の程度が軽度の児童生徒がいる。そのような児童生徒については、通常の学級において各教科の授業を受けたり、日常生活を過ごしたりしている。自立活動の指導も通常の学級で過ごしている時間内に実施する必要がある。

#### ② 通常の学級では、行動上の問題として指導ニーズが示される場合が多い

特に知的障害のない自閉症の児童生徒の場合には、教科等の学習面での問題より

も、行動上の問題として、指導上のニーズが示される場合が多い。そのような場合、通常の学級内だけで、行動上の問題の対応方法を検討することが困難である。

③ 自閉症の特性としての「般化」の困難性

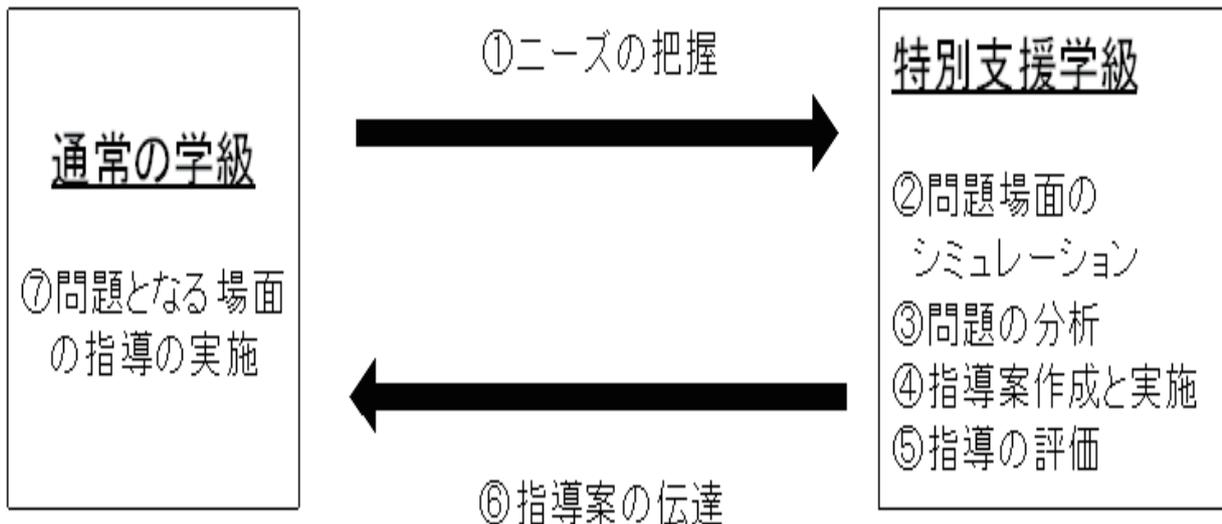
自閉症の児童生徒は、ひとつの場所、ひとつの事柄について学習した内容を、別の場面で応用すること、すなわち学習の「般化」について困難性を有していることが明らかになっている。つまり、特別支援学級で取り組むことが可能になった内容であっても、通常の学級において発揮されない可能性が存在している。

2) 課題の克服のための指導の在り方ーアセスメントの場としての特別支援学級ー

上述した課題を克服するためには、通常の学級と特別支援学級との指導内容・指導方法の密接な連携が求められる。そのような連携について示したものが、以下の図である。

特別支援学級独自の指導目標に加えて、通常の学級で生じている学習上・行動上の問題の克服も、特別支援学級の指導目標になり得る。その問題に対応するためには、まず最初に、①通常の学級での指導ニーズを把握する必要がある。そして、②通常の学級で問題が生じている場面と類似した場면을、特別支援学級内で設定し、③問題が生じる理由について分析を試みる。④その分析に基づいて、指導方法（あるいは支援のためのツール）を作成し、実際に特別支援学級内で実施してみる。そして、⑤その指導方法や支援ツールが効果的であったかどうかを評価する。最後に、⑥効果的であった指導方法等については、通常の学級にも積極的に導入する。

このように通常の学級で示された様々な問題について、その分析を試みたり、有効な指導方法を探るために、特別支援学級での活動が生かされることも必要である。



# 自閉症スペクトラム障害のある児童生徒を想定した教育課程の編成について

国立特別支援教育総合研究所 主任研究員 小澤至賢

## 1 はじめに

本研究所における「自閉症スペクトラムの児童生徒に対する効果的な指導内容・指導方法に関する実際的な研究～小・中学校における特別支援学級を中心に～」の研究では、自閉症教育における特別支援学級の現状を把握するため、知的障害特別支援学級のアンケート調査、研究協力校を対象とした特別支援学級における教育課程の編成に関する聞き取り調査、自立活動の内容に関する聞き取り調査を行なった。

## 2 自閉症教育における特別支援学級の現状

### (1) 特別支援学級在籍の自閉症の児童生徒の現状について

知的障害特別支援学級に在籍している自閉症スペクトラム障害のある児童生徒への自立活動の指導内容について（実態調査 2008）から以下の実態が明らかになった。

- ① 知的発達程度は、「標準」～「重度」と幅広い状態像を示している。
- ② 適応状況は、「支援を必要としない」～「常時支援が必要」な状態まで幅広い層を示している。

以上の結果から、自閉症児童生徒が在籍する特別支援学級には、次のことが求められている。

- ・学力に大きな課題は無いが、社会性に課題のある高機能広汎性発達障害～機能言語がない生活全体の支援が必要な知的障害のある自閉症まで、指導の多様性が求められている。
- ・異学年で構成されているため、指導の多様性が求められている。

### (2) 特別支援学級の教育課程の編成（自閉症）について

協力機関 5 校の教育課程の編成における現状と課題を調査した結果、以下のことが分かってきた。

- ① 自閉症スペクトラム障害の児童生徒の有無にかかわらず、個々の実態把握から交流及び共同学習の内容を決定し、時間表を作成している。
- ② 時間表作成においては、特別支援学級在籍児童生徒の交流及び共同学習に配慮して、特別支援学級の時間表を先に決定する学校と、反対の方法をとる学校と 2 通りであった。
- ③ 自立活動の指導では、高機能の場合、時間を特設して指導を実施（通級のイメージ）。知的発達の遅れがある自閉症の場合は、合わせた指導で実施している。
- ④ 自閉症スペクトラム障害の児童生徒が混在している学級では、場の構造化、クールダウンエリアの設定、指導グループの編制、視覚情報の活用等に配慮している。

### (3) 自閉症のある児童生徒の自立活動の指導内容について

協力機関 5 校の自閉症スペクトラム障害のある児童生徒 25 名の指導内容を整理し、併せて指導項目を取り入れた背景要因を検討した結果、以下のことが分かってきた。

- ① 自閉症スペクトラム障害のある児童生徒 25 名は、自閉症の特性や認知スタイルが背景にあるために、学習や生活上の困難さがあることが理解できた。
- ② 自立活動の指導内容として、「見通しをもたせ余計な不安感を抱かせない」「支障となるこだわりを軽減する」「自己コントロールやセルフマネジメントの指導をする」「状況把握や相手の心情等を理解させる」「学習等のルール理解と適切な行動への遂行を指導する」「適切な対人関係を築くためのコミュニケーションスキルの獲得を指導する」等が散見された。
- ③ これらの指導では、指導に取り組む背景要因が、知的障害のある児童生徒と異なることが想定された。

### 3 特別支援学級における自閉症スペクトラム障害のある児童生徒を想定した教育課程仮説案

以上の結果から、自閉症の児童生徒の実態として、知的障害の有無も含め多岐にわたること、他の障害や異学年の児童生徒が混在することから自閉症の特性に応じた教育課程の編成をすることの難しさが浮かび上がってきた。

調査の中で明らかになってきたことをもとにして、本研究所における「自閉症スペクトラムの児童生徒に対する効果的な指導内容・指導方法に関する実際的研究～小・中学校における特別支援学級を中心に～」の研究では、特別支援学級における自閉症の特性に対応するための教育課程編成案（仮説案）を肢体不自由特別支援学校を参考に以下のように作成した。

特別支援学級における自閉症スペクトラム障害のある児童生徒を想定した教育課程（仮説案）

- |                   |                       |
|-------------------|-----------------------|
| (1) Aタイプ（知的発達が標準） | 通常の教科＋自立活動            |
| (2) Bタイプ（知的発達が軽度） | 下学年の教科＋通常の教科＋自立活動     |
| (3) Cタイプ（知的発達が中度） | 知的特別支援学校教科＋通常の教科＋自立活動 |
| (4) Dタイプ（知的発達が重度） | 自立活動中心                |

本分科会において、この教育課程編成案（仮説案）を提案し、協議を深めていく。

# 平成21年度国立特別支援教育総合研究所セミナーⅠ

## －第1分科会：指定討論資料－

文部科学省 特別支援教育調査官 石塚謙二

(知的障害・情緒障害・発達障害教育担当)

### 1 自閉症教育に関する資料

21世紀の特殊教育の在り方について～一人一人のニーズに応じた特別な支援の在り方について～（最終報告）2001.01（抜粋）

第3章 特別な教育的支援を必要とする児童生徒への対応について

1 障害の状態等に応じた指導の充実方策

1-1 障害の重度・重複化や社会の変化に対応した指導の充実

(3) (前略) 知的障害と自閉症を併せ有する児童生徒等に対し、この二つの障害の違いを考慮しつつ、障害の特性に応じた対応について今後も研究が必要である。(後略)

1-2 学習障害児、注意欠陥/多動性障害(ADHD)児、高機能自閉症児等への教育的対応

(3) (前略) 今後、高機能自閉症児への教育と心因性の情緒障害児への教育の違いを考慮しつつ、両者に対する教育的対応の在り方を見直していく必要がある。

学校教育法施行規則（平成十八年十二月改正）

第140十条 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別な指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第50条第1項、第51条及び第52条の規定並びに第72条から第74条までの規定にかかわらず、特別な教育課程によることができる。

1 言語障害者 2 自閉症者 3 情緒障害者 4 弱視者 5 難聴者

6 学習障害者 7 注意欠陥多動性障害者 8 その他障害のある者で、この条の規定により特別な教育課程による教育を行うことが適当なもの

291号通知（平成14年5月27日初中局長）（2009.02改正）（抜粋）

第1 障害のある児童生徒の就学すべき学校の決定及び障害の判断に当たっての留意事項

2 小学校又は中学校への就学

a 特殊学級

(1) 障害の種類及び程度

キ 自閉症・情緒障害者

一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも

二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも

## 2 特別支援学級における自閉症の特性に応じた教育課程編成に関連して

### (1) 特別支援学校小・中学部学習指導要領について

各教科（知的障害教育では独自の各教科）  
・ 道徳・総合的な学習の時間（知的障害教育を除く小学部）  
・ 外国語活動（知的障害教育を除く小学部）  
・ 特別活動

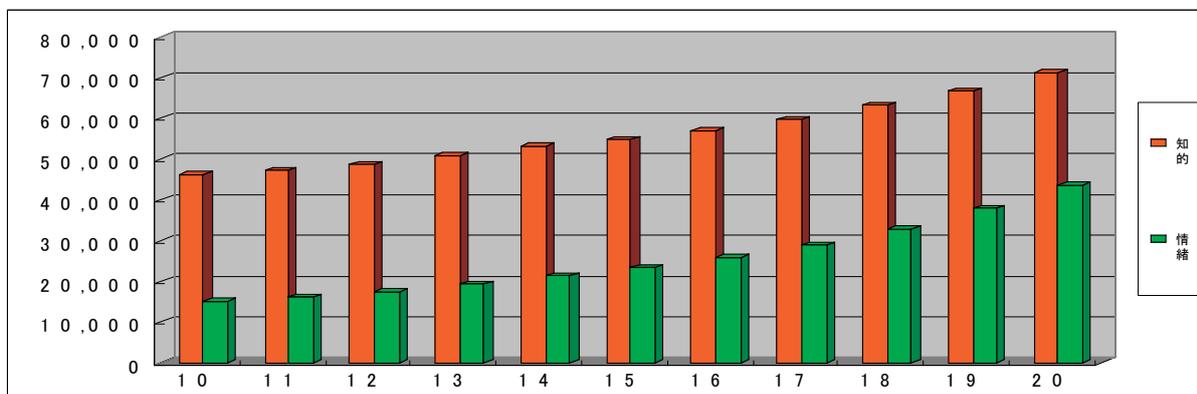
+

自立活動：健康の保持・心理的な安定・人間関係の形成・環境の把握・身体の動き・コミュニケーション

※特別支援学級等は、特別支援学校学習指導要領を参考にして、自立活動や知的障害教育の教科の内容等を取り入れて教育課程を編成することができる。

### (2) 自閉症の特性に応じた教育課程研究に際して

- ① 自閉症の特性に応じた教育課程とは、他の障害の特性に応じた教育課程とは、全部又は一部異なると考えられる。
  - ・ 教育課程が異なるとしても、法令で示される学校教育の目的や各教科のねらいなどは変わることはないし、学校目標は特定の障害種のみを想定して設定することは少ない。
  - ・ よって、教育課程が異なるということは、主として、基本的には、各教科の指導内容又は自立活動の指導内容が、もしくは両方が、他障害のそれとは異なることになろう。
- ② 研究の手法としては、自閉症の特性に応じた教育課程を編成・実施し、指導内容の分析を帰納的に行い、他障害の教育課程との違いがあるかどうか検証することが考えられる。
  - ・ 主として各教科と自立活動についての分析が重要であろう。
  - ・ 各教科は、内容等を一部扱わなくても良いという規定に留意しつつ、指導内容の精選の仕方や重点の置き方などを整理することか大切になろう。
  - ・ 自立活動は指導内容を整理し、例えば、扱うことが多い区分等について分類・整理することが大切となろう。
  - ・ 各教科や自立活動の指導に係る確実なアセスメント、変化の記録、指導後の評価が重要。
  - ・ 研究を進めるに当たっては、通常の各教科、自立活動、知的障害特別支援学校の各教科、領域・教科を合わせた指導、重複障害者等の教育課程の取扱い（自閉症等を合わせ有する場合を含めて）などに関する正確な知見が必要である。



参考：特別支援学級児童生徒数増加状況（H10~H20）



<テーマ>

特別支援教育におけるキャリア教育の意義と展望

— キャリア教育の視点による教育課程及び授業の充実を目指して —

<趣旨>

近年、特別支援学校(知的障害)において、キャリア教育を研究課題に採り上げる学校が見られるようになり、各地でキャリア教育に関する研修会が行われてきている。また、今年3月に告示された高等学校学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領改訂において、総則の中に「キャリア教育」の文言が位置付けられたことにより、キャリア教育への注目がこれまで以上に高まってきていると言える。しかしながら、学校現場における実態としてキャリア教育の捉えは多様であり、これまでの特別支援教育、知的障害教育において目指してきたものとの違いやどのような実践が求められているのか等、その具体的な実践内容、指導方法については議論されているところである。

「キャリア」「キャリア教育」の概念整理及び定義付けは、国立教育政策研究所生徒指導研究センターの研究及びキャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議報告等が基となっており、これらの報告書の中でキャリア教育は「一人一人のキャリア発達や個としての自立を促す観点から、従来の教育の在り方を幅広く見直し、改革していくための理念と方向性を示すもの」であるとしている。そして児童生徒の全人的な成長、発達を促す取組を積極的に進めるためには、各学校の教育課程編成の在り方を見直し、各領域の関連する諸活動を体系化して計画的、組織的に実施することが必要であるとしている(キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議、2004)。

本分科会ではこれらのことを踏まえ、まず協議の前提となる「キャリア教育」の定義について理解を図り、その意義について共有するため渡辺氏に講演していただき、キャリア教育を通して学校が求められていること等について解説していただく。

次に渡辺氏の提言を受け、教育課程及び授業の充実を目指した取組例として以下の3点について報告する。話題提供1では、国立特別支援教育総合研究所キャリア教育研究チームにおいて作成し、研究協力機関において試行した、キャリア教育の視点に基づく教育課程及び授業改善のためのツールである「授業における観点位置付け・改善シート」及び「単元における観点位置付けシート」の概要について報告する。話題提供2では、今野氏に、特別支援学校(知的障害)におけるキャリア教育の視点による教育課程改善の試みとして、

「単元における観点位置付けシート」の活用による教育課程の分析、改善の取組について報告していただく。話題提供3では、神田氏に中学校特別支援学級と特別支援学校の接続の問題をふまえながら、キャリア教育の視点による交流及び共同学習の実践事例として京都市立白河総合支援学校との合同授業「ようこそ先輩」の取組について報告していただく。

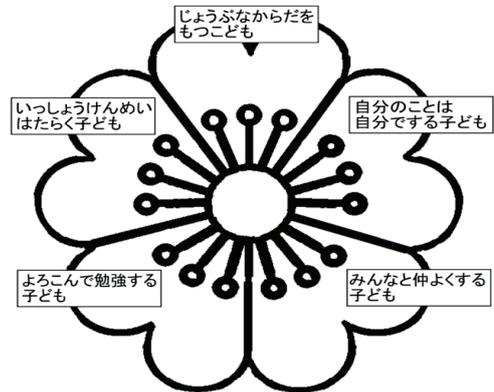
これらの話題提供を受けて、指定討論者の渡辺氏と木村氏には「夢や希望をもって主体的に取り組む児童生徒の育成」「家庭・関係機関との連携・協働」等、キャリア教育の推進に際して重要とされる事項について押さえていただきながら、今後の教育課程及び授業の充実等を含む学校教育の在り方や課題への具体的な対応策について協議を進めることとする。フロアの意見も交えながら活発に協議を深め、今後の特別支援教育におけるキャリア教育について展望したい。

# キャリア教育の視点による教育課程の改善等に向けた取組

宮城県立気仙沼支援学校 校長 今野和則

## 1 気仙沼支援学校の特色・特徴

- (1) 学校教育目標（五弁の花びら）は生きる力の育成
- (2) 自主公開研究会（平成15年度創立20周年時）がベースの教育課程
  - ① テーマ：「児童生徒の生きる力をはぐくむための指導の在り方を求めて」
  - ② 実践内容
    - ア 児童生徒の生きる力の実態把握
    - イ 指導内容表、題材別年間指導計画の作成
- (3) その他
  - ① 地域の特性と伝統を重んじる風土
  - ② ベテランで熱心な教員
  - ③ 新しい考え方にはやや抵抗あり



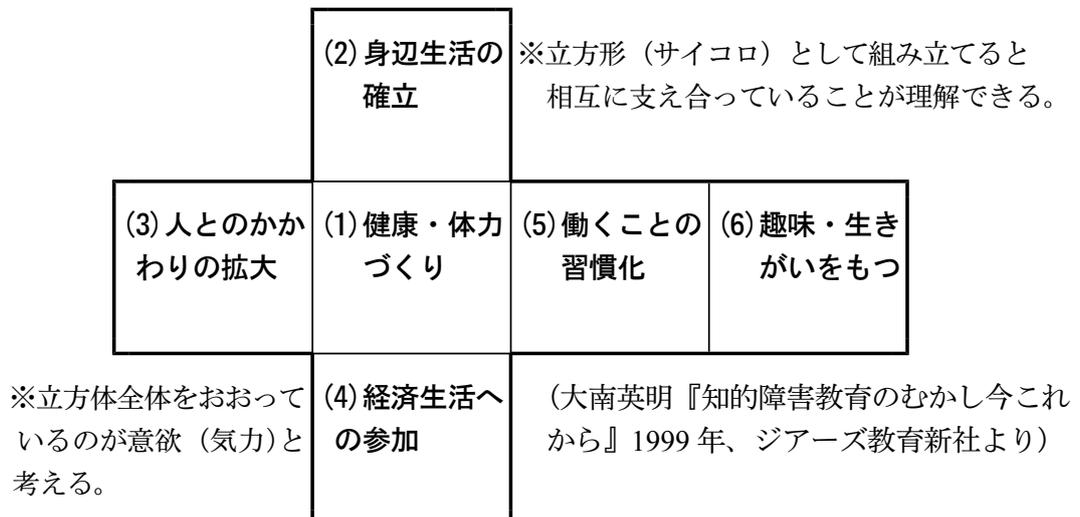
## 2 学校運営にあたって

- (1) 学校教育目標の再検討
 

「地域の中で家庭とともに、子どもの能力を尊重し、効果的なコミュニケーションにより、そのかけがえのない値打ちを伝えていくことで、内在する豊かな力を開く自立をめざす。」という目標を掲げ、「五弁の花」は目指す児童生徒像としたい。
- (2) 児童生徒の実態の変化によるアセスメントと手立ての重要性
  - ① 障害の多様化と広汎化
  - ② 自閉症児の増加
- (3) 年間指導計画の見直しの時期
  - ① 新学習指導要領を踏まえて
  - ② 特別支援学校のセンター的機能の充実
  - ③ 平成25年度の創立30周年記念事業（自主公開発表）に向けて

## 3 研究協力の受諾の背景

- (1) 知的障害教育における「生きる力」はキャリアの視点と重なる
  - ① 生きる力を育てる六つの観点



※本校の学校教育目標には「(6)趣味・生きがいをもつ」が欠けているが、校歌では歌われている。

② キャリア発達段階における職業的（進路）発達にかかわる諸能力（領域）

人間関係形成能力 → (3)人とのかかわりの拡大

情報活用能力 → (4)経済生活への参加、(5)働くことの習慣化

将来設計能力 → (6)趣味生きがいをもつ

意思決定能力 → (5)働くことの習慣化

※「(1)健康・体力づくり」、「(2)身近生活の確立」の一部もこれらに含まれる。

(2) 本校の教育体制全体を見つめ直すツールとしての活用

生きる力の実態把握及び指導内容表により、題材別年間指導計画を作成したが、生きる力を育てる観点の網羅についてはチェックしていない。

#### 4 研究協力への取組

(1) キャリアの視点による題材別年間指導計画の洗い出し

① 本校の教育課程を改めて生きる力の観点で分析

② キャリアの発達と生きる力の重なり具合を分析

(2) 個別の教育支援計画につながる「願いシート」の作成

本校の新たな学校教育目標の設定及び個別の教育支援計画の改編に向けての有益な作業

(3) 授業における目標分析と共有化

・ T-T間の意思疎通及び連携した授業づくりの方法として有効

・ 指導主事訪問等における授業提供により外部への情報発信

・ 授業における目標設定、個別の指導計画にかかる目標設定をキャリアの視点（生きる力の観点）で一本化できないか。

#### 5 今後の取組への展望

(1) 平成25年度に向けた教育課程の更新

(2) 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の内容について再吟味

(3) 特別支援学校のセンター的機能の充実に向けて（文科省研究協力校事業と連動）

(4) ハンドブック作成協力（特別支援教育センター作成の授業作りの手引きと連動）

# キャリア教育の視点による授業の充実を目指した取組「ようこそ先輩」

京都市立下京中学校 教諭 神田順子

## 1 はじめに

本校は京都市のほぼ中心部を校区とし、少子化に伴い平成 19 年 4 月に 5 つの中学校が統合し、開校した新しい学校である。校区には京都駅や寺社仏閣をはじめ、日本三大祭りの一つである祇園祭の鉾町も数々ある。本校では、総合的な学習の時間を核としたあらゆる教育活動において地域を生かしながら行う体験的な学習である「京都学」を設定している。京都学では伝統と文化を重視し、「地域で活躍できる」「地域に貢献できる」人材の育成を目指し、「京都人として豊かに生きる」というテーマのもと取組を進めている。本校の学校教育目標及び教育の基本姿勢は以下のとおりである。

### 本校の学校教育目標

**創徳**・・・人間としてのよりよい生き方を求め、夢・志の実現をめざし、自己の人生を切り開く人間をはぐくみます。

**究理**・・・真実を愛し、真実を求め、主体的に学び続けることのできる質の高い学力を身につける人間をはぐくみます。

**鍛錬**・・・心身ともにたくましい人間をはぐくみます。

**共生**・・・自然や文化、地域を愛し、命と人権を大切にして、よりよい社会の実現に努める人間をはぐくみます。

教育の基本姿勢 生徒一人一人を徹底的に大切にします。

## 2 育成学級について

本校の育成学級は、3 学級あり在籍生徒数は 10 名（発達育成学級 5 名、情緒育成学級 3 名、肢体育成学級 2 名）である。今年 3 月、開設してはじめての卒業生が総合支援学校（特別支援学校）高等部に進学した。京都市の総合支援学校高等部は、地域総合制の普通科が 4 つあり、そのほかに、職業学科として産業総合科がある白河総合支援学校、生活産業科がある鳴滝総合支援学校がある。第 1 回目の卒業生は白河総合支援学校に 2 名、地域総合制の学校に 1 名進学した。

本学級では、以下に示した 1 組の学級経営方針及び指導の重点に基づき、学校祭や「京都学」（総合的な学習の時間）交流給食など授業以外にも通常学級との交流の時間を多く持ち、将来、地域に生き、生活していく生徒たちの基盤づくりを目指している。

### 学級経営方針

- (1) 個々に応じた指導をし、学力を伸ばす。
- (2) 自立に向け生活の中でできることを増やす。
- (3) 交流を通して互いに理解を深め、ともに育ちあう。

### 指導の重点

- (1) 個々の生徒一人ひとりの実態を把握し、本人や親の願いを考え合わせ、実態に即したきめ細かい個別の指導計画を立て、工夫を凝らした指導内容を考え、評価していく。
- (2) 社会自立に向けた長期的、短期的な目標を持ち総合的な取り組みをしていく。
- (3) 交流授業の中でふれあいを深め、互いに理解を深め、ともに学びあう姿勢を育てていく。

### 3 キャリア教育について

方針にもあげているように「京都学」をはじめ、各教科において「キャリア教育」をふまえた取り組みを行なっているが、特に道徳・人権学習・進路学習・総合学習において、重点的に取組を進めてきた。

	取組内容	キャリアの観点
道徳	「自分発見」 「自己紹介パンフレット」 「どんな大人になりたい」	将来設計能力「夢や希望」 意思決定能力「肯定的な自己評価」
進路学習	「進路に向けて」	情報活用能力「情報収集と活用」
総合学習 京都学	「ゆかた登校」 「京都の伝統文化」	情報活用能力「働くことの意義」 将来設計能力「生きがい・やりがい」
人権学習	「ちがいのちがい」 「権利の熱気球」 「障害と社会」	人間関係形成能力「自己理解・他者理解」 情報活用能力「法や制度の理解」

### 4 今年度の取り組み

今年度は、キャリア教育の視点から中学校を卒業して特別支援学校の高等部に進学する生徒たちを対象とした、中学校と高等学校が連携した継続的な取組を試みた。

これまでも、高等部に向けての進路学習として、「高等部調べ」「学校見学」を実施してきたが、今回はそれをさらに広げ、白河総合支援学校と交流及び共同学習という形で「ようこそ先輩」という単元を設定した。その概要は以下のとおりである。本報告では、「ようこそ先輩」を中心としたこれまでの取組と成果、今後の展望について報告する。

単元名	「ようこそ先輩」（高等部に向けて進路を考えよう）	
単元目標	進路に向けて、進路に関する情報を収集するとともに、卒業生のお話を聞くことにより、将来を考え、目的を持って次のキャリアのステージにチャレンジする意識を育む。	
テーマ	「卒業生のお話を聞き、具体的な進路展望を持ち、今何を学ぶかを考える。」	
指導内容	具体的な進路先についての情報を自分たちで収集する。先輩が通っている白河総合支援学校を見学し、具体的な高校での生活について知る。聞きたいことを考え、先輩にメールする。先輩たちの産業現場等における実習の体験等を聞き、自分の具体的な進路を考える。自分たちの生活を振り返り、進路を見通して自己理解を深め、中学校生活でどんなことを学ばばよいかを考える。	
キャリア発達段階・内容表（試案）による領域・観点及び指導内容		
人間関係形成能力	意思表示	「質問しよう（メールする）」
情報活用能力	情報収集と活用	「高校を調べる」
将来設計能力	夢や希望	「先輩のお話を聞こう」
	進路計画	「将来の職業のために高校を選択する」
意思決定能力	目標設定	「高校に進むためにどんな目標が必要か」
	選択（決定、責任）	「将来の職業のために高校を選択する」
	肯定的な自己評価	「今の生活をチェックしよう」

# キャリア教育の視点による教育課程及び授業改善のための観点や方法の提案 — 「授業における観点位置付け・改善シート」及び 「単元における観点位置付けシート」の活用 —

国立特別支援教育総合研究所 主任研究員 菊地一文

## 1 知的障害のある児童生徒の「キャリア発達段階・内容表(試案)」について

国立特別支援教育総合研究所（以下、本研究所とする）では、平成18年度～19年度課題研究「知的障害者の確かな就労を実現するための指導内容・方法に関する研究」において、知的障害教育におけるキャリア教育の基盤となる枠組みとして、知的障害のある児童生徒の「キャリア発達段階・内容表(試案)」(以下、キャリア発達段階・内容表(試案)とする)を作成し、提案した。キャリア発達段階・内容表(試案)は、進路指導の構造化のための概念モデル(仙崎ら, 1998)による4能力に基づき、小学部13、中学部17、高等部18の観点で構成されている。各観点及びその解説は、①国立教育政策研究所生徒指導センター(2002)による「職業観・勤労観を育む学習プログラムの枠組み(例)」、②Wehman & Fregel(2004)による「機能的カリキュラム」、③学習指導要領解説における知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の内容、④全国6校の研究協力機関との研究協議等に基づいて作成された。

## 2 本研究所におけるキャリア教育研究について

平成20年度～21年度専門研究B「知的障害教育におけるキャリア教育の在り方に関する研究」では、「キャリア発達段階・内容表(試案)」を基にした実践モデルの構築を目指し、研究を進めてきた。本研究では、実践モデルとして①キャリア教育全体計画の作成、②「単元における観点位置付けシート」による教育課程の分析及び改善、③「授業における観点位置付け・改善シート」による授業の分析及び改善、④「本人の願いを支えるシート」の作成による個別の教育支援計画の充実等について提案し、研究協力機関6校等において試行的に取り組んだ。本分科会ではこの中から「単元における観点位置付けシート」及び「授業における観点位置付け・改善シート」について報告する。

## 3 授業における観点位置付け・改善シートについて

授業における観点位置付け・改善シートは、各授業の特徴に即したキャリア教育の具現化や授業のねらいの明確化及び授業改善、授業レベルから捉えた教育課程の横断的側面及び縦断的側面の把握を目的としている。

本シートは、学習指導案(略案)を活用し、各授業に含まれるキャリア発達段階・内容表(試案)における観点を位置付け、授業改善を図り、指導内容のつながりを確認するものである。シートの観点を位置付け欄には、授業の主なねらいに関連した学習活動がキャリアの観点と一致する場合は「主たる観点」として、授業の主なねらいではないが授業のねらいとして含まれる場合は「関連する観点」としてキャリアの観点を記入する。また、気づき欄には、①授業に含まれるキャリアの観点をさらに充実させるための改善方策、②他の指導形態や他学部における指導内容等に反映できると考えられる事項、③家庭生活や地域生活等、生活全般へ反映できると考えられる事項を記入する。この作業によって教員個々の「気づき」を大切にしたC→A→P→Dサイクルによる授業改善が図られると考えた。

#### 4 単元における観点位置付けシートについて

単元における観点位置付けシートは、単元レベルから捉えた教育課程の横断的側面及び縦断的側面の把握と改善につなげることを目的としている。本シートは、年間指導計画の各単元のねらいに対して該当するキャリア発達段階・内容表(試案)における観点を位置付けるものであり、学部及び指導形態ごとに本シートを集計し、キャリアの観定の傾向を分析することにより、C→A→P→Dサイクルによる教育課程改善が図られると考えた。

授業における観点位置付け・改善シート				
キャリア発達段階・内容表(試案)の活用による、授業における観点位置付け・改善シート				
学部・学年	場所	本時の目標	②授業のねらいを確認する	
指導形態	指導者			
題材名				
学習内容	支援と指導上の留意点	キャリア発達段階・内容表(試案)	気づき	
		主たる観点	次時の授業改善点	教育課程への反映
		関連する観点		生活全体への反映
指導案(略案)を活用		観点を記入	気づきを記入	
①指導案から学習内容及び支援と指導上の留意点を転記する		③キャリアの観点を位置付ける	④次時への改善点	
			⑤教育課程のつながり	
			⑥生活全体へのつながり等の気づきを記入する	

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所(2008)

単元における観点位置付けシート											
◎は主たる観点、○は関連する観点											
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所(2008)											
学校名	学部・クラス	部	年	記入者			意思決定能力				
指導形態等	題材・単元名	主なねらい	人間関係形成能力		情報活用能力		将来設計能力		意思決定能力		
			自己理解/他者理解	集団参加/協力・共同	挨拶/清潔、身だしなみ	様々な情報への関心/情報収集と活用	全体的扱い/全体的管理/消費生活の理解	社会の決まり/法や制度の理解	役割の理解と分担/働くことの意味	役割の理解と分担	生きがい・やりがい
年間指導計画を活用			該当する観点到◎を記入								
①年間指導計画から単元名と主なねらいを転記する			②該当するキャリアの観点について◎を記入する。(主たる観点到◎、関連する観点到○)								
			③位置付けられた◎を集計する								



<テーマ>

複数の障害種への対応を考えた教育課程の工夫

- 教育課程編成に向けて、いかに学校の組織力・専門性を高め、  
効果的な指導の工夫をしていくか —

<趣旨>

平成19年度に特別支援教育制度がスタートして2年が経過し、平成21年3月には特別支援学校学習指導要領が示された。また、学校教育法の改正に伴い、1つの特別支援学校が異なった障害やニーズのある幼児児童生徒に対応することが可能となった。

特別支援学校では、従来からの障害の重度・重複化や多様化とともに、複数の障害種への対応や発達障害への対応等が課題となっており、幼児児童生徒個々のニーズに対応したきめ細やかな指導の充実が求められている。こうした課題に対応するためには、学校運営上の工夫、教育課程編成への工夫とともに授業における集団指導と個別指導の進め方や、教育活動の評価等の工夫が必要である。

そこで、第3分科会では、地域の特性を踏まえた教育課程編成の考え方、校内組織、専門性向上のための研修等の視点から複数の障害種に対応して実践している特別支援学校より、教育課程編成の工夫や課題を紹介する。

これを踏まえて、本分科会では複数の障害種に対応する特別支援学校において、教育課程編成をする上で、いかに学校の組織力・専門性の向上を図り、効果的な指導をしていくかについて協議する。

## 4 障がいに対応した授業の工夫と専門性向上に資する授業改善の試み

岩手県立一関清明支援学校 副校長 杉本則子

### 1 本校の概要

本校は平成 20 年 4 月、県立一関養護学校と聾学校が統合し、新たに開校した学校である。本校舎（聴覚、病弱・肢体の普通教育に準ずる教育）、山目校舎（病弱・肢体、知的の教育）の 2 校舎制、さらに 3 分教室を併せもち、聴覚・病弱・肢体不自由・知的等、全国的にも数少ない 4 つの障がいに対応している学校である。

教育課程については、従来の一関養護学校及び一関聾学校時の内容を引き継ぎつつ、新たに加わった知的部門の教育課程も加え、多様な障がいに対応できる編成となっている。

### 2 4 障がいに対応した授業の工夫

#### (1) 障がいに対応した「合同学習」の工夫

本校は、基本的に障がい種別の教育課程を編成しており、学級編制もほぼそれに倣っている。山目校舎の病弱・肢体不自由学級は重度重複化の状況にあることから一学級当りの人数が少ないこと、また、本校舎の聴覚障がいも人数が多くないこと、等から生じる学級の少人数化や複式学級の現況があり、2 校舎とも児童生徒にとってメリットのある合同学習の授業を試みている。

《以下、合同学習の例》

##### ① 小学部「ドレミタイム」の合同学習

病弱・肢体不自由部門の教育課程が異なる学級において、「音楽」と「自立活動」の 2 つの視点から「ドレミタイム」という音楽的活動をとおして授業を構成し、個々のねらいの明確化に努めながら合同授業を実践している。ねらいや支援のあり方について教師間の共通理解を図り、双方の児童に教育的効果が得られている。

##### ② 障がい種を超えた教科学習のグルーピング

聴覚障がいと病弱・肢体不自由障がいの通常の教育に準ずる教育において、「算数」「社会」等、教科学習の合同学習を実施している。聴覚障がい部門では、専門性を重視し、指導に当たっているが、集団での学習が効果的なものについては合同学習も取り入れ、より良いコミュニケーションのあり方を探っている。

#### (2) 心のケアを要する集団参加が難しい生徒の授業内容の工夫

本校舎は、通常の教育に準ずる教育課程である。しかし、本校舎生徒の疾病及び障がいは、心身症等の適応障がいの割合が高く、不登校あるいは登校はするが、集団参加が難しい生徒が多く見られる。高等部では、学校設定教科としての科目に「産業社会と人間」を設け、自己と向き合い自己理解を深める体験的題材（「自己紹介をしよう」「昼食を販売しよう」等）を工夫し、卒業後、地域社会の一員として就労し、生活する姿を目指した学習を進めて 2 年目を迎え、生徒の変容がみられるようになってきている。

### 3 専門性向上に資する授業改善の試み

4 障がいへの専門性向上は、距離が離れた 2 校舎制、3 分教室という立地条件からも厳しさはあるが、研究部を中心とした取り組みのもとで前向きに推進されている。

#### (1) ワークショップ型校内授業研究会による授業改善の試み

- ① 1年次は、ワークショップ型授業研究会の実施方法について学び、そのあり方が定着した。4障がい部門ごとの授業研究会を全体で実施し、授業者が授業について検討してほしい協議の柱に沿って、教師一人一人の活発な意見交換の場となった。
- ② 2年次は、更なる授業改善を目指し、各学部単位でワークショップ型授業研究会を実施した。事前に学部単位で授業案を読み合ったことも、視点をもった授業参観を可能とした。1月には、ワークショップ型授業研究会のまとめとして、実際に各学部で授業改善がどのようになされたかについて、その成果を報告し合う予定である。

#### (2) 専門性向上研修の開催

- ① 4つの障がいの理解について新任研修会と職員研修を兼ねて本校職員の専門性を生かし、校内講師4名がセミナー(広汎性発達障害、重度重複障害、適応障害・不登校、聴覚障害)を実施し研修を深めた。
- ② 相談支援部が主催する地域の小・中学校へのセミナーへの合同参加
- ③ 年間2回程度の外部講師による専門的内容の講演会開催

### 4 今後の課題等について

#### (1) 教育課程について

- ① 多様な教育課程が用意されているが、小学部・中学部・高等部で身に付けてほしい力、目指す像を、学校全体として4障がいを考慮した上でさらに共通理解していくこと。
- ② 縦への一貫性と、分教室を含む横の一貫性の再検討に係わって障がいが重複していることから、各障がい部門の捉えと教育課程の整理が必要である。
- ③ 校内教育課程検討システムの確立の検討
- ④ 「合同学習」における個々のねらいや支援のあり方について、個別の指導計画との関連性の確認と明確化
- ⑤ 通常の教育に準ずる児童生徒の学習の遅れや、集団活動への適応困難に対応する教育課程のあり方の検討

#### (2) 専門性向上について

特別支援学校の総合化、統合化が各地で進んでいる現状から、現場は多様な障がいのニーズに対応する専門性が求められている。本校でも通常の教育に準ずる教育の英語、聴覚障がいの国語、知的障がいの体育、病弱・肢体不自由の朝の会の授業等を取り上げ、一つの学校でこれ程多様な学習や専門的支援が行われていることにあらためて驚いた授業研究会であった。今回のワークショップ型授業研究会では、専門以外の授業であっても、全教員が協議の柱を意識し、良かった点・改善点を熟考してまとめ上げ、発表するという経験をした。その積み重ねは、少なからず教師としての資質を向上させていると思われた。授業改善への気付きや主体的意識は、専門性への第一歩となった。

# 学校の組織力・専門性を高め、効果的な指導をしていくための取組

福井県立嶺南西養護学校 教諭 藤田初代

## 1 本校の概要

本校は、知的障害、肢体不自由、病弱を対象とした福井県で最初の総合的な養護学校として平成10年4月に開校した。設置学部は、幼稚部（5歳児）、小学部、中学部、高等部である。幼児児童生徒在籍数については、現在まで50人～60人台で推移してきており、平成14年の69人が最高である。今年度は64人（幼稚部1人、小学部13人、中学部12人、高等部38人）で、このうち知的障害は56.2%、重複障害（全員が知的障害を伴う）は32.8%であり、この割合は、開校当初からほとんど変動がない。また、訪問部については、開校当初から3年間は1人在籍していたが、その後は現在まで対象者が在籍していない状況である。

## 2 教育課程について

（教育課程編成）教育課程は、全学部において主障害種別に類型化している。いずれにも準ずる課程を設定しているが、今年度は、小・中学部には対象者が在籍していない。

- ・小学部…知的障害2類型、病弱2類型、肢体不自由5類型（内2類型は病弱と同じ）
- ・中学部…知的障害3類型、病弱3類型、肢体不自由3類型（3類型とも病弱と同じ）
- ・高等部…知的障害5類型、病弱5類型、肢体不自由4類型（内3類型は病弱と同じ）

（授業形態）授業については、肢体不自由や病弱の児童生徒数が少ないため、準ずる課程以外は、障害別ではなく、合同もしくは、障害特性や発達段階に応じたグループで学習している。また、障害の状態が重度であったり、集団参加ができない児童生徒の場合は、個別対応を行っている。

グループ別の授業では、高等部については、人数が多い（全体の59%）こともあり、国語、数学は12グループ（1グループの生徒数は2～4人）に及ぶ。また、家庭、美術は5グループ、音楽、体育は4グループ、作業学習は3グループと個別対応が3人となっている。

主障害が異なる上に重複する障害も様々な児童生徒を同じ場面で指導していくためには、適切な実態把握とそれをもとに抽出された課題からの授業づくりや個々の障害によるつまずきや困難性に対応した自立活動の指導の充実が求められると考えている。

## 3 自立活動の指導の取り組み

本校では、児童生徒全員に対して自立活動の個別の指導計画を作成し、「時間における指導」を設けている。その時間数は教育課程別に異なり、1～8時間となっている。時間割については、1校時目に10～15分の帯状で設定しているところもある。指導者は、担任もしくは副担任とし、小・中学部はマンツーマンで、また、高等部は生徒の課題に応じて1～3人の小集団指導をしている。

個別の指導計画については、担任と副担任で原案を作成し、学部会で検討するという手順で行い、実態把握から複数の教師による課題の抽出を経て時間における指導の目標を設定している。各教科等の指導においては、「時間における指導」と関連する指導目標と指導内容のみ個別の指導計画に取り入れ、その他の指導内容や年間指導計画等の授業計画とは区別している。

自立活動の指導に関しては、平成16年度より教師全員が参加して、学部あるいはグループ単位で事例研究を行ってきた。まず、個々の実態等についての話し合いを重ねて、課

題を導き出す作業を丁寧に行い、実態把握図や個別の指導計画の作成に取り組んだ。平成18年度からは、個別の指導計画にもとづいて授業実践を行ってきた。授業の評価表をもとに評価を行い、次時に向けて目標や内容、指導の手だてを見直すとともに、個別の指導計画に戻って、児童生徒の1年後に望む姿や1年をスパンとした中心課題、時間における指導の目標等の修正作業を行っている。このように授業の評価から常に個別の指導計画にフィードバックすることで、授業と個別の指導計画相互のつながりを図っている。

#### 4 外部機関との連携

自立活動の指導の取組では、担任や副担任だけではなく、複数の教師と意見交換することで、より多角的な視点から実態把握が図られ、指導に生かすことができた。個々の教師が持つ専門性の連携による成果と考える。このことは、研究の場に限らず、教育活動全体の取組において言えることである。ただし、種々の障害に対する専門的な知識や技能については教師の力量に限界があり、更に、専門的な視点で指導を進めていくためには、外部の専門家との連携が必要である。

##### ○支援会議

視覚障害と知的障害を併せ有する肢体不自由の児童の入学に伴い、月1回、盲学校の教師を招いて、行動分析や指導内容、指導方法について協議している。更に、視覚障害はないが、眼科の病気や物の見えにくさがある児童生徒についても、視覚検査の実施や教材の提示の仕方等について相談、助言をもらっている。

その他、定期的ではないが、必要に応じて、ろう学校、病院、生活・就労支援機関、市町の福祉課、福祉施設等とそれぞれ会議を持つようにしている。

##### ○地域リハビリテーション教室の利用・リハビリテーションの見学

本県では、福井県こども療育センターが、各特別支援学校の要請に応じて、年2回地域リハビリテーション教室を実施している。保護者や担任が、リハビリテーション科医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士から直接指導、助言を受けている。

リハビリテーションの見学については、担当している児童生徒の通院先に赴き、指導の参考にしたり、療法士と情報交換を行ったりしている。

#### 5 まとめ

校内の研究会では、本校の児童生徒の事例を取り上げることで、教師は習得した知識を深めたり、児童生徒の指導に生かすやすくなったりする。そして、複数の教師で取り組むことで、個々の専門性を生かす場ができるとともに、児童生徒の指導内容、指導方法についての共通理解を得ることができた。こうした事例研究や個別の指導計画の作成を通じた取組は、教師個人の専門性に加え、新たな学校教育改善モデルとしての教師の質を向上させ、組織力の向上につながっていくと考える。更に、自立活動の指導の充実とともに外部機関との連携により、教師の専門領域が広がり、障害種にとらわれることなく、児童生徒一人一人の実態から課題をとらえていくことの意識づけがなされるようになった。複数の障害種の児童生徒に対応するため、教育課程、時間割、学習の集団構成等が複雑化していくことは避けられないが、それぞれの障害種への対応で得た知識や指導技術によって、実態把握が多角的になり、指導内容や指導方法の幅が広がっていく。このことは、複数の障害種を対象とした特別支援学校の利点であると考えている。

前述の個別の指導計画作成では、そのプロセスにおいて教師間で気づきや学び合いがみられ、教師同士が協働して課題の解決にあたることができた。このことに加え、地域において教師が関係者たちと協働して課題解決を目指すといった、つながりを意識した取り組みを今後も継続していく必要があると考えている。一方で個別の指導計画と個別の教育支援計画の関連を明確にし、授業につなげていくことも喫緊の課題となっている。

# 知的障害者と肢体不自由者が共に学び合える教育課程の編成をめざして

鹿児島県立出水養護学校 教諭 奥村さゆり

## 1 はじめに

平成 12 年度の開校で、今年が創立 10 周年。開校時、知的障害者と肢体不自由者が共に学ぶ学校として創立された。

開校から 3 年間、「知的障害者と肢体不自由者が共に学び合える教育課程の編成」という研究テーマのもと、相互関与型の教育課程をめざし、研究を行った。

平成 15 年度より、国の「養護学校における医療的ケアに関するモデル事業」を受け、看護師を配置し医療的ケアの必要な重度の児童生徒の受け入れを始め、それまで在宅で訪問教育を受けていた子どもたちが通学して学べるようになった。

児童生徒数も、創立当初全校児童生徒 99 名であったが、年々増加傾向にあり、今年度は 205 名である。特に、高等部の知的障害の軽度の生徒の入学が増える傾向がみられる。

開校 10 年にして、医療的ケア対象の重度の児童生徒から、軽度の児童生徒までさまざまな障害をもつ子どもたちが共に学んでいる。

## 2 複数の障害種に対応した教育課程の工夫

### (1) 教育課程の全体構造

肢体不自由学級 知的障害学級 重複障害学級 訪問教育学級

### (2) 共に学ぶ教育課程編成上での工夫

- ・それぞれの教育課程での教科や領域、合わせた指導の「目標」を明確にして「場」を共にする。
- ・「個別の指導計画」の活用
- ・肢体不自由学級における「合科的な学習」の活用

### (3) 教育課程編成のための学校組織の効果的な活用の工夫

- ・学校経営の概要（学校教育目標・経営方針・努力点・小中高各学部教育目標等）を受けて、具体的な教育内容へとつなげていく。
  - 具体的教育内容等による小中高等部の各生活年齢段階に応じた教育内容の整理
- ・教科等部会での学部を超えた、「教科等の基本的な考え方」「年間指導計画」の検討
  - 教科等での小中高の一貫性
- ・教師の相互乗り入れ（指導体制の工夫）
  - 中高等部の肢体不自由学級に、知的障害学級・重複障害学級の担任が教科担として入ったり、肢体不自由学級の担任が、重複障害学級の授業に入ったりしている。

## 3 専門性を活かす工夫

開校当初からテーマ研修として全校で一つのテーマを掲げ、研修を行ってきた。その方法として一貫して、授業実践の中から研究成果を導きだすことにこだわり、研究授業の実施、授業研究・指導案の工夫、単元題材配列一覧表の作成、チームティーチングなどに取り組んできた。

平成 15 年度～ 17 年度

「つながりを生かした授業をめざして」

～ 人・時・場に視点を当てた個別の指導計画の活用 ～

平成 18 年度～ 19 年度

「一人一人のニーズに応じた授業づくり」

～ 年間指導計画の再編成を通して ～

平成 20 年度～ 21 年度

「一人一人のニーズに応える授業づくり」

～ 授業が変わる！子供が主体的に活動するためのチームティーチングを目指して ～

#### 4 複数の障害種における合同学習の工夫

(1) 特別活動・総合的な学習の時間での取組

- ① 学校行事「大運動会」
- ② 高等部：総合的な学習の時間
- ③ 児童生徒会活動の時間
- ④ 「全校ふれあいタイム」：・小学部 特活（児童生徒会活動）・中高等部 総合的な学習の時間

(2) 教科を主とした授業、領域と教科を合わせた授業での取組

- ① 小学部の知的障害学級の「生活単元学習」に肢体不自由学級の児童が「生活科」で参加する授業の取組
- ② 小学部「音楽」、中学部「美術」、高等部「保健体育」等での異なる障害種の子どもたちが共に学ぶ授業の取組
- ③ 年に数回、全校の児童生徒を対象に実施する合同音楽の取組
- ④ 中学部 知的障害学級の「作業学習」に肢体不自由学級の生徒が「技術・家庭」或いは「自立活動」で参加する授業の取組
- ⑤ 高等部 知的障害学級の「作業学習」に肢体不自由学級の生徒が「自立活動」或いは「合科的な学習」で参加する授業の取組

#### 5 おわりに

複数の障害種へ対応した教育課程編成上の課題と現状

(1) 肢体不自由学級の教育課程での時数確保

(2) 教育課程間の児童生徒数の格差

→ 肢体不自由学級の教育課程に在籍する児童生徒が少数な為、知的障害学級の動きに押され活動が制限されてしまうことがある。(教師の配置、行事、時間割など)

(3) 多様な障害種に対応するための教師の専門性

(4) 高等部の知的障害学級に在籍する軽度の知的障害の生徒に対応した教育課程の必要性



---

平成21年度  
国立特別支援教育総合研究所セミナーⅠ 要項

---

発行者 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所  
平成22年1月発行  
〒239-8585  
神奈川県横須賀市野比5丁目1番1号  
電話 046-839-6803  
FAX 046-839-6919（企画調整課）  
6916（総務課）  
6915（研修情報課）  
URL <http://www.nise.go.jp/>

---